

会社法と独占禁止法の交錯

2009年12月18日 (15:00~17:00)

CPRC第19回公開セミナー

公正取引委員会委員 浜田道代

1

(小田切) ただ今から、公正取引委員会競争政策研究センターの第19回公開セミナーを始めさせていただきます。私は競争政策研究センター所長を務めております小田切と申します。本日、司会進行を務めさせていただきます。

競争政策研究センターは平成15年に発足をいたしましたので、今年7年目ということになります。公開セミナーは今回が19回目ということになりまして、これまで、学識経験者の方であるとか、弁護士等の実務家の方であるとか、あるいは海外の競争当局の行政官等をお招きいたしまして、社会的に関心が高いと思われる様々なテーマについて講演をいただいております。

本日は、初めてのことでございますけれども、公正取引委員会の現職の委員でいらっしゃる浜田道代先生を講師としてお招きをいたしました。「会社法と独占禁止法の交錯」というテーマで御講演をいただきます。最初に浜田委員の経歴を簡単に紹介させていただきますが、名古屋大学大学院法学研究科の教授、名古屋大学法科大学院の院長等を経られまして、平成21年4月から公正取引委員会の委員に着任をされております。株式会社における資本と株式、会社の支配とその移転、会社法の歴史等について、多数の業績を上げておられます。

なお、私ごとではありますが、最近、自著である『企業経済学』の改定をしたのですが、新しい会社法につきまして、浜田先生の著書を参考に大変勉強させていただいた

という経験もございます。本日はこの公開セミナーにおきまして、企業経済体制の骨格を作り上げている法律ということになるかと思いますが、会社法と独占禁止法について、どのような歴史的な経緯をもって発展してきたのか、どのような時代背景からこのような制度になってきたのか、歴史的背景をたどりつつ、お話をいただけるということでございまして、私自身も大変楽しみにさせていただいているところでございます。

それでは、早速本題に入りまして、浜田先生に御講演いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(浜田) 皆様こんにちは。公正取引委員会委員の浜田です。

一 はじめに

先ほど御紹介いただきましたように、私は平成21年4月に公正取引委員会委員に就任いたしました。それまでは長らく、商法、会社法を名古屋大学法科大学院などで教えてきました。この度、CPRCから「会社法と独占禁止法の交錯」といったテーマで話をしたらどうかとお誘いをいただきました。私自身も考えをまとめるいい機会だと思ひまして、喜んでお引き受けさせていただいた次第です。

そこで今日は、人類は、公正かつ自由な市場経済体制に、いつごろからどのようにして行き着いたのだろうかということ、そして会社法や独占禁止法は、それぞれどのような時代背景や事情から、今日のような姿でこのように登場することになったのだろうかということを中心にお話をさせていただくことにいたしましたところ、こうして大勢の皆様に関心を持っていただけて、会場までお越しいただき、大変うれしく思っております。

二 株式会社の歴史

まず初めに、大まかに見ておきましょう。

株式会社の歴史については、大航海時代に初めて登場したと言われております。ですから、人類全体にとっても、その歴史は500年にも満たない状況にあります。しかも、株式会社については特許主義といえますが、主権者から特許を得ないと株式会社になれないとされてきましたから、株式会社は長らくの間、量的にもそれほど広がっていませんでした。

はじめに

公正かつ自由な市場経済体制。

**人類はこのような社会経済体制に、
いつごろからどのようにして行き着いたのか。**

**会社法や独占禁止法は、それぞれどのような
時代背景や事情から、今日のような姿で
この世に登場するようになったのか。**

2

しかも、株式会社は、今なお未完成な制度です。会社法は改正が頻繁で、特に 21 世紀に変わる前後から、毎年のように大幅な改正がありました。まさしく、会社法は変容し続けています。毎年めまぐるしく改正されると、会社法を専門にしている者でもさすがにうんざりしたのですが、そのたびに私は、これはたかだか 500 年の歴史しかない未完成な制度なのだから仕方がないと、自分に言い聞かせるようにしていました。

現在の世界では、経済のグローバル化、

市場経済化の流れを受けて、競争法の整備が進んでいます。ここにお集まりの方はよくご存じかと思いますが、2001年10月以降、世界の競争当局が、ICN（インターナショナル・コンペティション・ネットワーク）を立ち上げています。このICNに参加している国・地域は、2009年6月1日現在で96カ国、107競争当局にも達しているとのこと。

ところで、公正取引委員会のホームページには、世界の競争法というサイトがございます。これは知人ぞ知る、お宝のサイトです。知人の法務部の方々も、ブックマークに入れて、いつもこのサイトを参照しているとおっしゃっていました。もちろん、具体的な問題が生じたときに、これだけで足りるというわけではないのでしょうけれども、ある国とのかかわりがあったときなどに、これを最初にざっと調べて概略を頭に入れると、大いに役に立つのではないかと思います。さてこのサイトを見ますと、いつ競争法が制定されたのかという情報を読み取れる国が、81カ国ありました。その情報を拾って、グラフにしました。1900年まではカナダと米国です。カナダは1889年で、世界で最初にこの種の立法をした国であると自慢しているようです。1890年には、アメリカがシャーマン法を導入しました。

競争法の導入をどのレベルで見るかによって何時導入したかの見方は分かれるのですが、少なくとも、この世界の競争法のサイトによれば、日本は3番目に競争法を導入した国のようです。日本は1947年に、今の独禁法の元となる法律を制定しました。

1950年から後は、1950年代、60年代と、10年ずつで区切りました。20世紀後半には、競争法を導入する国・地域がコンスタントに続きましたが、1990年代になると、競争法はさらに一気に広がりました。1989年にベルリンの壁が崩壊し、ソ連も崩壊するという中で、計画経済、統制経済よりも市場経済の方が優れていることを、世界中の人々が確信するようになりました。自由主義市場経済体制の圧倒的な勝利であったということを、このグラフは示しています。

お隣の中国も、社会主義市場経済の看板を掲げました。中国は会社法を1993年の末に制定しましたし、また2005年に大改正をしました。中国の競争法は2007年に全面的に整備され、2008年8月から施行されています。

四 東洋文明と西洋文明

この5年間、日本の公正取引委員会は、JICAの中国会社法・独占禁止法整備支援プロジェクトに協力してまいりました。そのプロジェクトが5年間の一区切りを迎えるにあたり、終了評価セミナーを北京で行うということになりましたので、先月に、私は公正取引委員会委員として中国に出かけてまいりました。私はたまたま、同じプロジェクトの会社法サブプロジェクトにかかわってまいりましたので、このセミナーに参加するのに好都合だと思っていたのでした。

セミナーが盛況に終わり、ホッとしたところで、最後の帰国日には、出張に同行してくれた公正取引委員会からの若い方々と一緒に、張り切って早起きし、北京郊外にある明十三陵に出かけました。11月というのに北京に雪が積もったのですけれども、雪にもめげず、昼食を食べる時間も惜しんで、飛行機の出発時間までの間に見られるところは見ようと、若い人共々頑張って行ってきます。明陵は素晴らしいお墓で、まさに地下の宮殿でした。このような豪華なものが作られたということからも、中国文明がいかに高度に発展していたかということが、強く印象付けられました。

ここで少し、東洋文明と西洋文明について考えてみますと、中国の王朝は、専制君主による強固で中央集権的な統治体制であったところに特徴があります。それでもって巨大な国を統治できたのですから、そのための技術ももちろん発達していました。例えば、律令制が敷かれましたし、科挙はもちろんのこと、宦官といった仕組みさえ、大きな官僚制組織を動かすのに役立ったことでしょう。

中国社会の特徴は、家族、血縁関係を重視した点にあります。それからもちろん、儒教が倫理面で大きな支えになってきました。儒教には、修身齐家治国平天下という言葉があります。日本でも戦前の教育は、これを重視していました。まず我が身を修め、それを広げて家族をまとめ、それを広げて国を治め、それを広げて天下を平安にする。このように同心円的に編成されている社会の頂点には、もちろん皇帝が座っています。

このような、家族が基礎に置かれる伝統的な統治体制にあっては、支配は世襲されるのが基本です。支配の世襲、とりわけ長子相続がルールとされることには利点もあるわけで、支配の継承をめぐる紛争が緩和されます。中国では、王朝がある程度しっかりしている間は、比較的平和が保たれました。もちろん王朝がひっくり返るような事態に立ち至りますと、国破れて山河ありという悲惨な状況になります。しかし、例えば異民族が侵入してきた場合にも、元の王朝であれ、清の王朝であれ、中国で培われてきた統治の仕組みを自分のものとし、中国文明を自分のものとして、初めて巨大な国を統治することができたのでした。こうして結局、東洋社会では同じことの繰り返しになりましたが、少なくとも、王朝が何百年か順調に続いたりしますと、人々は平和な世の中で、一生懸命自分の仕事に励むことができます。したがって、統治体制としては、相対的にはうまくいっていたといえるのでしょう。同時期のヨーロッパでは、異民族が侵入したり、あるいは内戦が起こったりして、人々が戦争に明け暮れていたのに比べれば、うまくいっていました。中国では平和が続く中で、高度の工芸であるとか文芸であるとか美術などが発達します。宮崎市定と

東洋文明と西洋文明

中国---専制君主による中央集権的統治体制

律令制、科挙、宦官

家族・血縁関係重視 + 儒教（修身齐家治国平天下）

同心円的に編成された社会。頂点の一つ。

中国の高度な文明---19世紀初頭のイギリスですら、

中国から輸入したいものばかり。

インドで栽培したアヘンを密輸してバランスをとった。

アヘン戦争（1840～1842）

グラッドストーンは議会で、恥さらしな戦争と反対演説。

19世紀以降、西洋文明が東洋文明を圧倒。

違いをもたらしたのは？

議会制民主主義、株式会社制度、自由な市場経済……。

いう著名な東洋史学者は、ルネッサンスの時代になってもなお、ヨーロッパは中国に数世紀の遅れがあったと言っているらしい。

19世紀の初めのころでさえ、そして当時の最大の列強であるイギリスですら、中国と貿易をしようにも、輸入したいものばかりでした。どうにもしようがないものですから、インドの植民地でアヘンを栽培し、それを中国に密輸することによって、やっとバランスを取っていた有様でした。そこで、清がアヘンの取り締まりを強化したところ、アヘン戦争が起こりました。イギリスがこのような形で戦争を起こしたのは、大変恥ずべきことです。グラッドストーンは、後にイギリスの首相にもなりますし、大変傑出した政治家でしたが、当時まだ若きグラッドストーンが、イギリス本国の議会で、このように不正で恥さらしな戦争は見たことがないと、清への出兵の予算案に対する反対演説を大々的に行ったほどでした。しかし議会は戦争の予算を僅差で承認し、戦争の結果中国側が敗れ、不平等条約が結ばれました。この辺りから、だれの目にも、西洋文明の方が東洋文明を圧倒し、屈服させていくのが明らかになります。

このアヘン戦争の結果は日本にも伝わって、幕末の日本人はこれに衝撃を受けました。その危機感から明治維新に向けての大きなエネルギーが生まれたことは、よく知られているとおりです。

こうして西洋文明は東洋文明を圧倒していくのですが、そのような西洋文明の強みはどこにあったのでしょうか。幕末に福沢諭吉が『西洋事情』という本を書き、当時のベストセラーになりました。その本の中で彼は、まさに西洋の力の源泉はどこにあるのかと問いかけ、その答えを、西洋の政治風俗、人間交際、社会制度の在り方に求めました。だからこそ、この本は、西洋の議会制度や、法の下で自由が保証されていることなどを紹介しているのです。福沢はまたこの本のなかで、会社制度に着目しています。そして、それまで会社制度を知らなかった日本人に、彼が理解した限りの内容を一生懸命伝えようとしています。

このような観点から見ますと、株式会社制度の由来や、自由な市場経済の発達の道筋を考えてみるということは、東洋の家族関係を基礎とする伝統社会、そして皇帝になるや否や豪華な墓作りを始めるような支配のあり方とは異なった道を、西洋社会がいつごろからどのように歩むようになり、やがて東洋の伝統文明を圧倒していくことになったのかということを考えていくうえで、役に立つのではないかと思います。

五 大塚久雄『株式会社発生史論』

株式会社なるものは、いつどこで現れたのでしょうか。

この興味深い問題を扱った研究の大きな成果は、何と言っても、大塚久雄先生が1938年に出版されました『株式会社発生史論』です。そこでは、オランダの東インド会社が1602年に特許状を得て設立されたのが、株式会社の起源であると結論づけられています。です

から日本では、高校の教科書にもそのように書いてありますし、それから、東京証券取引所のパンフレット等にもそのように書いてあります。

この本は大変面白い本ですので、これについてゆっくりお話する時間が無いのが残念なのですが、ごくかいつまんで申しますと、まず、コンメンダというものが中世のヨーロッパで広まっています。これは、出資者がお金を出し、事業者が事業をして、儲けを分けるというものです。10世紀に現れて、15世紀、16世紀ごろにはヨーロッパ全域に広まりました。コンメンダは、今の日本の制度で言えば、匿名組合だと思っていただいたらよいでしょう。

匿名組合が使われるということは、考えてみますと、なかなか大したことなのです。貨幣経済が発達してきますと、お金を貸すということは、世界中どこでも行われるようになります。お金を貸す契約では、あらかじめ約束した金利を払ってもらうことが約束されます。ところが、出資をして、儲かったら分けてもらうが、なくなってしまったら何も返してもらえないという契約は、世界史上なかなか現れません。日本でも、江戸時代にその萌芽のようなものがあつたかなかつたかと議論されている程度です。

コンメンダといいますか、匿名組合がなぜ難しいかといいますと、相手をどの程度信用できるかに関わってくるからです。どの程度儲かったかについて、事業者が幾らでもごまかせるとすれば、このような契約は成り立ちません。ですから、どの程度儲かったのかを記録によって検証できるような仕組みが必要です。お互いに信頼できる、きちんと約束を守る、そのような高度な文明があって初めて、コンメンダは成り立ちます。したがって、これは簿記がある程度発達しないと使えない仕組みですし、また、このようなものが利用されるようになると、簿記がさらに発達することにもなるような関係にあるのではないかと思います。

次は、ソキエタスです。合名会社的形態と大塚先生は言っていられませんが、合名会社そのものではありません。むしろ、今日の日本の制度としては、組合と言った方がいいのかもしれない。これは、名前を連ねて、AさんとBさんとCさんが一緒に共同事業をする、A&B&Cという名前で取引をするというところから始まります。あまり大勢になるといちいち全員の名前を連ねてはいられないので、何らかの商号を用いるというような話にはなってきますけれども、基本的に、契約の当事者は共同事業者の全員です。ソキエタスも、14世紀ごろから普及しました。特に15世紀、16世紀の南ドイツでは、フッガー一家がソキエタスで巨大な企業組織を作り上げており、そこではカルテルの弊害もすでに顕著になっていたとのことでした。

大塚久雄『株式会社発生史論』(1938)

「オランダ東インド会社」(1602)が株式会社の起源

コンメンダ(持分資本)——出資者と事業者

10世紀に現れ、15～16世紀にはヨーロッパ全域に広まる。

簿記の発達が前提であり、結果である。

ソキエタス(合名会社的形態)——共同事業

14世紀頃から普及。15/16世紀南ドイツ：フッガー一家が有名。

ソキエタス+コンメンダ(合資会社的形態)



株式会社形態へ

6

コンメンダやソキエタスを経て、次のステップとしては、ソキエタスの少人数のグループが共同事業を行い、そのグループ員の1人1人の後ろにコンメンダ出資をしている人たちがいるという企業形態が登場します。「ソキエタス」プラス「コンメンダ」でもって、合資会社の形態ということになります。そしてそれが更に大きくなったところに、株式会社形態が現れると、大塚先生はおっしゃいました。

六 大塚久雄の分析の特徴

大塚先生の分析は、仮説を立てて、詳細に調べ上げた事実を鮮やかに切り取っていく。それが素晴らしくて、とても引き込まれます。けれども、現時点で、法律を専門とする者が見ますと、少し別の見方をしたくなるところもないわけではありません。

大塚先生は、第1に、経済的な観点を重視していらっしゃいます。

先生の立てた仮説によれば、競争市場ではどうしても大資本が優越します。どのように大資本を集めるかに関しては、一つには、儲けを少しずつ貯めていくという「資本の集積」の方法があります。しかし、それでは時間がかかります。それよりも、大勢の者の資本を合体させれば、一気に大資本が得られます。それが「資本の集中」であり、会社とは、資本の集中形態であると大塚先生はおっしゃっています。

さて、資本を集中するためにソキエタスを作るとします。みんなで一緒にやろうと、大勢で共同事業を立ち上げれば、一挙に大資本ができそうなのですけれども、船頭が多いと、やはり船は山に上ってしまいます。大規模なソキエタスは、支配をめぐる対立が生じて、うまくいかない。そこで、ソキエタスを大きくし過ぎることはやめて、無機能資本家、つまり事業に口は出さずに出資だけをするというコンメンダの出資者を募ることにします。こうして「ソキエタス」の共同事業プラス「コンメンダ」出資によって出来上がったのが、合資会社形態です。そしてこの形態でもって、相当に大きな資本を集中させることができました。

ところが、それがあまりにも巨大になると、共同事業の中心にいる人たち、つまり機能資本家は無限責任を負わなくてははいけないわけですから、今度は彼らがそれに耐えられなくなります。ほんの少しの状況の変化によって、今までリッチだった人たちが一挙に財産をなくしてしまうのでは、資本のさらなる集中は妨げられます。事業の中心にいる機能資本家もまた、無限責任ではなくて、有限責任が欲しい。そのために登場したのが、オラン

大塚久雄の分析の特徴

①経済的観点を重視

競争市場では大資本が優越——資本集中>集積

ソキエタスでは、「支配」を巡って対立 ⇒ コンメンダを付加。
巨大化により、無限責任に堪えられなくなる。とりわけ大航海事業。

⇒ オランダ東インド会社では、全社員が有限責任。

(オランダ連邦議会が付与した特許状で明記)

特許状—株式会社設立特許主義の原型が

ここに与えられたと、大塚久雄はいう。

株主総会が欠落していたことは、重視しない。

②ドイツの学者の研究成果を重視

イギリス東インド会社(1600)を真似したとは見ない。

ダ東インド会社であったと、大塚先生はおっしゃるのです。オランダ東インド会社において、初めて全社員の有限責任制が確立しました。そのことは、オランダの連邦議会が付与した特許状で明記されていました。

このオランダ東インド会社が設立されるほんの1, 2年前に、オランダでは「ソキエタス」プラス「コンメンダ」のような形態の会社が、東インド貿易のために幾つも設立されていました。大塚先生は、これらを先駆会社と呼んでいらっしゃいます。先駆会社と、1602年に設立されたオランダ東インド会社は、企業形態が異なります。先駆会社はコンメンダ出資を受けた人たちの共同事業ですが、オランダ東インド会社は、連邦議会から特許状をもらって、法人になりました。このことが株式会社設立の特許主義の原型になったのだとも、大塚先生は言っていらっしゃいます。

このようにして、先駆会社から株式会社への転換が生じた理由を、大塚先生は、機能資本家が無限責任に耐えられなくなり、そのことが資本のいっそうの集中の支障となった点に求められます。もちろんそのような理由もあったのですが、しかしそれだけで、まったく新規の制度がこの世に突然登場するものなのでしょうか。この点については、カール・レーマンというドイツの学者は、オランダ東インド会社は流星のように現れたと表現していることを、大塚先生が紹介していらっしゃいます。全員が有限責任の株式会社が世界で初めて、突然1602年に、流星のように登場したというのです。

オランダ東インド会社は、先駆会社と異なって、法人になったのですが、この点を、大塚先生はあまり重視していらっしゃいません。法人格の有無は、法制史家が気にするだけだとおっしゃいます。それからまた、オランダ東インド会社では株主総会が欠落していたのですけれども、大塚先生はその点もあまり重視されません。しかし、法人になったからこそ、全出資者が法人へコンメンダ出資をしているような企業形態に変わったのですし、全出資者が法人へコンメンダ出資をしているような企業形態であれば、本来的には、出資者の総会で、法人としての最も基本的な意思決定がなされるものとせざるをえないはずなのです。それこそが株式会社形態です。

大塚先生は、第2に、ドイツの学者の研究成果を重視しておられます。

ドイツの学者は、オランダ東インド会社はイギリス東インド会社のまねであったとは絶対に言いません。しかし、1600年には、イギリス東インド会社が設立されています。これはイギリスには当時すでに多くの先例があったのと同じく、法人として設立されていましたし、法人としての最も基本的な意思決定は、社員の総会でなされるものとされていました。1602年にオランダに株式会社形態の東インド会社が突然現れたのは、このイギリス東インド会社に大いに学んだからではないかと思います。イギリスとオランダは、当時急に道が開けてきた東インド貿易につき、市場で激しく競争していましたから、良いものはすぐにまねるという関係にあったに違いありません。オランダ東インド会社は、法人という法的概念を、やや中途半端ではありましたが取り入れたからこそ、それまでの先駆会社とは異なる企業形態に到達できました。流星のように登場したのではありません。

このように、人間の団体をどのように構成するのかという問題に取り組むにあたり、法人という制度を考え付いたということは、人類にとって大変大きな意味のあることであったのではないかと思います。

七 法人制度の由来

それでは、そもそも法人というものは、一体いつ頃どこから始まったものなのでしょう。法人の概念は、西欧の中世で生み出されたもののようです。法制度を発達させたのは、何といてもローマです。そして、ローマにも、国とか市とか植民市などを権利の主体と認める考え方はあったようですけれども、これらに対する私法の適用は限界的で、私法の領域では「個人」が支配していたよう

です。ローマ法では「法人」の考え方は未発達であったと、著名なローマ法学者である原田慶吉先生もおっしゃっていますので、やはり法人の概念は西欧の中世に始まったと見ていいのではないかと思います。

それでは、中世において何が法人とされたのかといいますと、大学とか教会とか自治都市、それからギルド、こういったものが法人と捉えられるようになりました。大学が法人の始まりだと言うと、大学人がそう言うのだろーと思われれるかもしれませんが、これは歴史的な事実です。

八 大学と法人制度

ヨーロッパ最古の大学は、1088年に創立されたイタリアのボローニャ大学です。法学部から始まりました。

ローマ法の集大成をなし遂げたのは、ユスティニアヌス帝です。彼が編さんさせたローマ法大全、Corpus Iuris Civilisは、6世紀に完成しています。これがその後の人類の文明に及ぼした影響は計り知れないほどであると言われています。しかし、ローマ

法人制度の由来

法人概念は、西欧の中世で生み出された。

ローマ法では「法人」の考え方は未発達。

ローマ国・市・植民市などを

権利の主体と認める考え方はあったが、
これらに対する私法の適用は限界的。

私法の領域では「個人」が支配していた。

中世では、大学、教会、自治都市、ギルドが
法人と捉えられるようになった。

8

大学と法人制度

ボローニャ大学――(1088年創立)

ローマ法大全の重要部分が11世紀末に発見される。

⇒ ボローニャに学生が集まる。(1200年頃には、1万人ほど！)

学生の団体(universitas): 社団 ⇒ 法人へ

パリ大学――パリ司教座教会付属神学校に始まる。

教師の団体(universitas)として出発。

1219年: パリ司教が大学を破門。大学は教皇と結託し、

1222年には教授人事と卒業証書授与の権限を獲得。

オックスフォード大学・ケンブリッジ大学

1231年: ヘンリー3世によって、

universitas(corporation)であると認められた。

9

法大全が完成してしばらく後に、ヨーロッパは異民族の侵入などで大変な時代を迎えます。そのために、このローマ文明の貴重な遺産も失われていってしまいました。

ところが、世の中が少し落ち着いてきた 11 世紀の終わり頃になって、ローマ法大全の完全な文書がイタリアで発見されました。その内容は、当時の人々に大きな衝撃を与えるものでした。これがきっかけとなって、イタリアのボローニャでは法律学の研究教育が盛んになり、それが、大学の発展につながっていきました。ヨーロッパ各地からボローニャに学生が集まるようになったのです。12 世紀の終わり頃には、学生は 1 万人ほども集まっていたといえます。

さて、11 世紀の終わり頃、ボローニャに集まってきた学生たちは、生活の安全や相互扶助のために団体を結成しました。彼らは結束して、市当局と交渉して、部屋代の引き下げを飲まなければほかの都市に移住してしまうなどといって脅しをかけたりしました。あるいは、教授たちに対して、もっとしっかり授業をしないと集団で授業のボイコットをするなどというように脅しをかけたりしました。つまり、集団的に離脱するという、ボイコットの脅しが、彼らの交渉力の源泉でしたから、労働組合と同じようなものだと思えばよいのかもしれません。

学生たちの団体は、当時の言葉で、ユニベルシタスと呼ばれました。日本語に訳すとすれば、社団でしょう。この社団、ユニベルシタスがその後、法人につながっていきます。よく間違えられるのですが、大学はユニバース、森羅万象を扱う総合大学であるからユニバーシティーだと思っている人がおり、そのような説はかなり流布していますが、歴史的にはそうではありません。ユニベルシタスがユニバーシティーの語源です。また、このユニベルシタスは、その後「法人」を意味するようになりました。

ボローニャ大学に続いて登場したのは、パリ大学です。パリ大学は、教師の団体、ユニベルシタスとして出発しました。パリ大学はノートルダム寺院の付属学校から始まりましたので、ノートルダム寺院の管轄下にありました。ノートルダム寺院はパリ司教でもありましたから、パリ大学は、その支配下にあったのですけれども、やがてパリ司教であるノートルダム寺院からの独立を勝ち取ります。1219 年にパリ司教が大学を破門するなど、いろいろ紛争が起きましたが、パリ大学は教皇と結託することによって、結局、1222 年には教授人事と卒業証書授与の権限を獲得します。これは大学の自治に向けての大きな 1 歩であったと言われています。

イギリスでは、早い時期からオックスフォードに大学らしきものがありましたが、13 世紀の初めに、教師や学生たちと市民たちとの間で衝突が起こったのがきっかけとなって、教師たちがギルドを作り、市民に対抗します。この闘争のときにはケンブリッジに逃れた者もいて、これによりケンブリッジ大学が生まれました。そして、1231 年、ヘンリー 3 世によって、この二つの大学はユニベルシタスであると認められました。ユニベルシタスを英語にすると、コーポレーションということになります。

九 教会と法人制度

次は、教会が法人と捉えられるようになったことについてです。

「ユニベルシタスはペルソナ・フィクタ、つまり、法の擬制による人である」という言葉を初めて使ったのは、13世紀半ばにローマ教皇になったインノケンティウス4世であったと言われています。13世紀、14世紀ごろの教会法学者にとっては、寄附された財産によって成り立ち、参事会が運営する教会を法的にどのように構成するかが、

大きな問題でした。そのために教会法学者やローマ法学者は、法人概念を確立させ、法人を創り出せるのは主権的権力を有する者のみであるという理論をうちたてました。法人設立の特許主義理論は、これに由来しているのです。

教会と法人制度

「Universitas は persona ficta (法の擬制による人)」

この言葉を初めて使ったのは、

インノケンティウス4世 (ローマ教皇。在位:1245-1254)

13世紀14世紀頃の教会法学者たちにとって、

参事会が運営する教会を法的にどう構成するかが問題であった。

教会法学者やローマ法学者たちは法人概念を確立させ、法人を創り出せるのは、主権的権力を有する者のみという理論 (特許主義) をうちたてた。

——法人設立特許主義理論の由来——

10

十 教会と皇帝の協力関係・緊張関係

ところで、中世のヨーロッパでは、教会と皇帝は、連携協力もしますが、緊張関係にもありました。力の支配と神の支配の二つが焦点となっている楕円形のような世界であったと、中世史家の堀米庸三先生はおっしゃいます。東洋文明にあっては、究極の権力が独占され、支配が同心円的に広がっていたのですが、東洋文明とは違う方向へ西洋文明が発展していったのは、楕円形のような世界として成立したからではなかったかというのです。

力の支配と神の支配の関係を最初に象徴した事件が、カール大帝の戴冠です。カール大帝も、ローマ教皇が自分を皇帝として任命するということになると、武力だけのし上がった他の人たちよりも一段と高いところに上れるのですから、それなりに満足します。ローマ教皇はといえば、蛮族の侵入に脅かされ、東ローマも頼りなくなってくる中で、もう頼っていけるのはここしかないと考えて、カール大帝と結託するということになります。ロ

教会と皇帝の協力関係・緊張関係

力の支配と神の支配

二重の焦点 (楕円形の世界) ——堀米庸三

権力独占の同心円の世界とは異なる方向へ発展

カール大帝の戴冠 (800年) ——ローマ教皇が皇帝を任命

10世紀～11世紀 クリュニーの教会改革 (聖職売買や僧侶の結婚に立ち向かう)

聖職叙任権闘争 —— 皇帝の神政政治を疑問視

カノッサの屈辱 (1077年)

グレゴリウス7世 (ヒルデブラント——クリュニー教会改革の急先鋒)

対

ハインリヒ4世

(cf. 叙任権闘争の副産物)

⇒ ウォルムス協約 (1122年)

司教の選挙は教会法に基づき、

司教教会の役僧団によって行われる。

11

ローマ教皇は、800年のクリスマスにカール大帝に戴冠しましたが、どうやらこれは、ローマ教皇がイニシアティブを取って行ったことのように、カール大帝がそれほど積極的であったわけではなかったようです。

政治権力は、通常は、戦争で勝った者、実力のある者が握っていきます。大勢の者がキリスト教を信じる、それから王自身もキリスト教を信じるということになりますと、王は教会を建てたりしますが、次第に王は、教会といいますか、宗教を自分の方に取り込んでいってしまいたくなります。ローマの時代もそうでした。ローマ帝政は、結局のところ、神政一致になっていってしまうのです。カール大帝の後の皇帝たちもそうです。次第に教会を支配下に置こうとしますから、僧侶の任命は皇帝が行うということになっていってしまいます。

ところが、中世のヨーロッパでは、神政一致への動きを止める力が沸き上がりました。僧侶の任命を皇帝が行おうとするのに対して巻き返しを行ったのは、クリュニーの教会改革と言われるものです。クリュニー修道院は10世紀の初めごろに建てられたもので、あらゆる世俗的な権力の支配から自由な場所を作ろうと、規律を正しくしました。聖職を売買したりとか、僧侶が結婚したりすることを厳しくとがめます。また、クリュニー修道院長の選挙は完全に教会法にのっとって行うものとする。たとえ皇帝といえども、俗権の影響はできる限り排除する。そして、教皇の選挙自体も、皇帝の介入なしに行う。教会法にのっとって、枢機卿の会議で教皇の選挙をするというようなことを、11世紀の半ばぐらいにははっきりさせようとしています。

このように事態が動く中で、しかるべくして生じたのが、聖職叙任権闘争です。これは、中世社会の性格付けという点で、大変大きな事件でした。皇帝が神政政治を行いそうになっていくのに対して歯止めをかけたのです。この闘争は、1077年のカノッサの屈辱で一つの区切りを迎えました。グレゴリウス7世とハインリヒ4世の対立は、結局、ハインリヒ4世が許しを請うという形で一段落を迎えました。このグレゴリウス7世は、1073年に教皇になる前の名前をヒルデブラントと言いましたが、彼こそ、クリュニー教会改革の急先峰でした。

叙任権闘争はその後もいろいろ続きましたが、1122年にウォルムス協約が成立し、これによって、司教の選挙は教会法に基づき、司教教会の役僧団によって行われることになりました。

余談になりますが、先ほど、ローマ法大全の完全な文書がイタリアで発見され、それがきっかけとなってボローニャ大学が生まれたと言いました。なぜそのような文書がこの時期にイタリアで発見されたかといえば、ヒルデブラント、すなわちグレゴリウス7世の側が、叙任権闘争に役立つ資料が何かないかということで、徹底的に探させた。自分たちの主張を基礎付けるための資料探しをする中で見つかったと言われています。後に西洋文明の発展に計り知れないほどの影響を与えることになったローマ法の再発見も、叙任権闘争の副産物であったのです。

十一 イギリスにおける「法の支配」の発達

中世の教会では教会法が支配するようになりましたが、俗界において「法の支配」を確立させていったのは、何と言ってもイギリスです。そこで、今度はイギリスに目を転じましょう。

9世紀の前半のイギリスは、デーン人の侵入を受けて大変な時代でした。9世紀の後半になると、アルフレッド大王が一時防衛に成功し、自分のテリトリーでは、アルフレッド法典の編さんをしたり、裁判制度の改革などを進

イギリスにおける「法の支配」の発達

9世紀前半:デーン人の侵入以来、せめぎ合い。

9世紀後半:アルフレッド大王が一時、防衛に成功。

アルフレッド法典の編纂・裁判制度の改革。

1066年:ノルマンディー公ウィリアムによるノルマン征服

教会改革を実行。厳重な司法と行政の組織。

強固な統一が生まれる。「王の会議」も発達。

ウィリアムは、クリュニーの教会改革を率先してノルマンディーに導入していた。

ヒルデブラントとも緊密に提携していた。

12

めました。この辺りからすでに、法の支配の芽生えのようなものがあつたのかもしれない。しかし、イギリスにおける「法の支配」を確立する上で決定的に大きな役割を果たしたのは、ノルマンディー公ウィリアムです。彼は1066年にノルマン征服を行い、教会改革を実行します。また、厳重な司法と行政の組織を作り、国中に裁判所を設けます。紛争は裁判で解決するということを徹底させようと努力したのです。これによって、強固な統一が生まれました。また、王の会議も芽生えて、それがその後の議会制度の誕生につながっていきます。

さて、このノルマンディー公ウィリアムですが、彼はクリュニーの教会改革を率先してノルマンディーに導入していた人でした。ヒルデブラントとも緊密に提携しており、ノルマン征服に当たっても、ヒルデブラントの支援を受けていました。ヒルデブランは後に教皇になるぐらいですから、当時もローマの有力者であったのです。

十二 自治都市と法人制度

自治都市も法人だと言いましたので、今度は自治都市について見ていきたいと思います。

中世は「自力救済」が原則とされる世界でした。やられたらやり返す。仇討ちをする。これをフェーデといいました。ですから、裁判制度を整えて、殺されたら殺し返しに行く代わりに裁判を起こせるようにしたところで、裁判は、民事裁判しかないようなものでした。つまり、自分で訴えを起こさなければならない。検察官が公益のために刑事訴訟を提起するということはないという世界でした。ところが、これに変革が生じました。ここでもクリュニーの教会改革運動が大きな影響を与えたと言われます。教会改革が社会改革にまで及んでいったのです。

この時期のヨーロッパにおいては、神の平和運動が広がりました。これはどのようなものかといえば、自力救済を禁止しようとするものです。自力救済は、実際にはとても大変です。力のない者は仕返しができません。ですから、力のある者に保護を頼むということになるのですが、いずれにしても、戦いばかりになって、誰もが耐えられなくなります。そこで、仕返しだといってはお互いに傷つけ合っているの

は、キリストが自らの体を傷つけているようなものではないか。お互いに平和を守ることにして、自分たちの力は、むしろキリストの敵を討つためにこそ使うべきであると訴えたのです。この訴えは中世の人たちにはとても心に響いたようです。そこで、フェーデはしない、自分の力で、暴力で仕返しをするということはないという誓約をする団体を結成することになりました。

この自力救済の禁止こそ、法の本質です。まさしく法の原型のような誓約をする統治団体が結成されるようになったのです。誓約に違反してフェーデを行えば、それはその団体に対する誓約違反ですから、団体自らが処罰できます。当事者が裁判を起こさなくても、団体自身が罪を犯した者を検挙して処罰します。このように切り替わったことは、中世世界にあっては大変大きな変革でした。

さて、このように神の平和運動は一時期相当に盛り上がったのですが、そうすると今度は、その誓約団体自身がしっかりした力を持たなければならないことになります。実際には、神の平和を執行するのは容易ではありませんでした。アイデアは良いけれども執行が困難というところがありまして、神の平和運動はどこでもうまくいったというわけにはいきませんでした。しかし、ノルマンディー公がこれの運動に共鳴したとなると話は別です。ノルマンディー公はノルマン征服もできるぐらいに力を持っていたから、ノルマンディーでは、神の平和といいますか、ノルマンディー公の平和が実現しました。

このように神の平和運動には成功例や失敗例がいろいろありましたけれども、いずれにしても、このような神の平和のアイデアが、自治都市の発達に影響を与えていきます。都市が自治を主張するようになれば、その地域を管轄する封建領主と対立します。先ほどのパリ大学の場合もそうでした。対立したのは、実は教会であったりしました。都市の領主の多くは、司教であったりしたのです。しかし、君主が都市を味方につけようとして、都市を支持することがあり、そうすると、封建権力から解放されて、国王に直属する都市というものが誕生することになります。このような関係を保障するために、王は都市に特許状を与えます。特にイギリスでは、そのような手順をきちんと踏むということが行われた

自治都市と法人制度

中世は「自力救済」が中心。その発動がフェーデ。仇討ち。
裁判も、訴えがなければ行われないのが原則。
クリュニーの教会改革運動は、社会改革にまで及ぶ。
神の平和運動 ⇒ 「自力救済禁止」を誓約した統治団体の結成。
フェーデは誓約違反だから、団体が処罰できる。
執行が困難。しかしノルマンディー公の平和は実現！
「神の平和」のアイデアは、自治都市の発達に影響。
都市が自治を主張 ⇒ 都市の領主（司教等）と対立。
しかし、都市を味方につけようとした君主は、これを支持。
封建権力から解放され国王に直属する都市が誕生
⇒ 王の特許状により、法人へ（イギリス等）。
自治都市における商業の発展——都市法・裁判制度の発達。
市場——脅迫と詐欺が禁じられてこそ発展。（fairの意味）

13

ようです。イギリスの国全体に「法の支配」を及ぼすということになりますと、それぞれの権利義務関係をきちんと裁判所で申し開きできるようにしておかなければいけません。ですから、王から特許状を得ている、だから法人であると、このようなことになってまいります。

こうして、自治都市の成り立ちがきちんと法的に根拠付けられるようになりますと、皆安心して商売できるようになります。自治都市において商業が発展し、都市法や都市の裁判制度もまた発達していくことになります。こうして都市において市場が発達していくのですが、市場という言葉は、英語ではフェアです。フェアは公正ということであり、その核心は、脅迫と詐欺を禁じているということです。中世の都市においても、脅迫と詐欺を禁じたからこそ、市場は発達しました。その関係を、フェアという言葉はよく表しているといえるでしょう。

十三 「法人」という法的概念の確立へ

法人という法的概念が洗練されていったのは、やはり「法の支配」があり、裁判制度が発達していたイギリスでした。イギリスの判例法は、15世紀ごろから法人概念が次第に明らかにさせていきます。16世紀ごろには、法人の設立時に与えられる特許状にも、その内容がきちんと書き込まれたりしたようです。

そのような蓄積を踏まえてのことでしょう、18世紀に刊行されたブラ

ックストーンの『イギリス法釈義』には、法人についての記述に一つの章が充てられています。この本は、実はアメリカに大きな影響を与えたものでした。外国の法を取り入れるときに、判例法では厄介でなりません。まとまった本があってこそ、外国人は勉強しやすくなります。アメリカ人にとっては、この時期にブラックストーンの『イギリス法釈義』が刊行されたことは大変ありがたかったものですから、この本はアメリカに大きな影響を与えたのです。

さて、このブラックストーンの『イギリス法釈義』の法人のところを読みますと、法人は次のようなものであると整理されています。

- 法人は死なない。人工的な人格である。
- 法人は、構成員の名とは異なるそれ自体の名で、財産を有することができ、かつ訴え

「法人」という法的概念の確立へ

イギリスの判例法---15世紀頃から法人概念を次第に明らかにさせていく。



ブラックストーン『イギリス法釈義』（18世紀刊行）においては、次のように整理。

- 法人は、不死の人工的人格。
- 法人は、構成員の名とは異なるそれ自体の名で、財産を有することができ、かつ訴えまたは訴えられることができ、その他、自然人のなす全ての行為をなすことができる。
- 法人は法人印を有する。
- 法人は、内部統治のために、自治規則 (by-laws) を設けることができる。

14

または訴えられることができ、その他、自然人のなしうる全ての行為をなすことができる。

●法人は法人印を有する。

●法人は、内部統治のために、自治規則 (by-laws)を設けることができる。

日本では戦後、私法学界で法人論争が行われ、川島武宜先生とか、星野英一先生とか、上柳克郎先生とかが、活発に議論されました。その論争の行き着いた到達点が、実はこのブラックストーンの1番目、2番目に書いてあることとほとんど重なっているということに、私は後にブラックストーンの本を見て気づき、本当に感心しました。日本の法人論争はドイツの議論を踏まえたものが多かったものですから、ブラックストーンにはあまり言及されなかったのですけれども、「何だ、この時代にもうここまで整理されていたのか」と驚いた次第です。

もっとも、ブラックストーンが掲げる3番目のもの、法人は法人印を持つという点は、日本とは全く違うところです。日本では法人自身が印を有するというだけでは、物事が動きません。法人の代表者の代表印が、会社の印鑑のような役割を果たしているのですが、イギリスでは法人印を使うようで、例えば小切手などにも法人印を押すようです。法務関係の方々はこのこともよく御存知なのかもしれませんが、このようなイギリス法の特徴も、ずっと昔からそのようなようです。

ブラックストーンはまた、法人は内部統治のために、自治規則、by-laws を設けることができると書いています。自治都市が法人であれば、その自治都市の法を自分たちで作ることができるということになります。ちなみに、この by-laws という言葉を今も受け継いでいるのは、アメリカの会社法です。アメリカではこの by-laws という言葉を、取締役会規則というような意味で使っています。

十四 ギルドと法人制度

次は、ギルドについて見ていきましょう。

ギルドは、自治都市の構成メンバーたちによる職業団体でしたから、自治都市と重なりあう性格もあるのですが、ギルド自身もまた特許状を得て法人となるということが行われました。とりわけエリザベス女王の時代には、外国貿易の商人たちのギルドに積極的に特許状を与えて、保護するといったことが行われました。これがレギュレイテッド・カンパニーと言われるものです。その統治構造はといえ

ギルドと法人制度

ギルドも(自治都市と重なりあう性格もあり)
特許状を得て法人となる。(イギリス)
とりわけ、エリザベス女王の時代には、
外国貿易商人のギルドに、
積極的に特許状を与えて保護。

Regulated company の統治構造

freemen が general court (総会) を開催。
任期1年の governor 1名と、
deputy-governor 2名を選任。
assistants 12名(または24名)も選任。

ば、まず、レギュレイトド・カンパニーのメンバーはフリーメンです。何かもう、自治都市の自由市民といった語感なのですけども、このフリーメンのジェネラル・コートが中核になります。社員総会と訳したらよいのでしょうか。コートは裁判所ではないかと思われるかもしれませんが、しかしイギリスでは、例えばついこの間まで、上院が最高裁の役割を果たしていたというようなところがありますから、イギリスの人にとっては全然おかしくない言葉遣いなのでしょう。要するに、フリーメンがジェネラル・コートを開催します。

ジェネラル・コートは、ガバナーを選任します。ガバーンする人ですね。日本ではよく総督と訳したりしています。任期は1年です。ちなみに、アメリカの会社では今もなお、取締役の任期は1年が原則です。それから、デピュティー・ガバナー2名を選任しますし、アシスタントとしては12名、あるいは24名を選任します。12名というのは、全員でしっかりと議論できる良い人数ですね。私は取締役会の適正な人数は12名ぐらいではないかと常々思っていますが、この時代からアシスタント、つまり理事は12名でした。ただし、多いとなると、一挙に24名になったようです。12にこだわったのは、ひょっとしたら12使徒のイメージなどがあったのではないかなどと、私は根拠もなく勝手に想像したりしています。

十五 Joint stock company の登場

イギリスではそのような状況があったところへ、16世紀後半に、ジョイント・ストック・カンパニーが登場しました。いよいよ大航海時代が到来し、人々は何とか東洋に行きたいと思いました。最初はロシア経由で行けないかということで、ロシアンカンパニーが作られました。次には喜望峰を回るコースとなると、まずアフリカということで、アフリカンカンパニーが作られます。それからインドへということで、いよいよイギリス東インド会社の登場となります。

大航海時代のジョイント・ストック・カンパニーでは、商人たちは、船長以下の乗組員たちに貿易業務を委任せざるを得なくなりました。レギュレイトド・カンパニーでは、外国貿易商人たちはそれぞれ、自分で商売をします。例えば共同の倉庫を作ろうとか、共通の利害のための事業をすることはありましたが、共通事業部分は僅かでした。それよりも、皆でルールを作ったりして、レギュレートする。これがレギュレイトド・カンパニーです。

Joint stock company の登場

16世紀後半のイギリスで、初めて登場。
大航海時代ーロシアへ、アフリカへ、インドへ。
商人たちは、船長以下の乗組員たちに、
貿易業務を委任。

regulation のための company から、
stock を joint する company へ転化。

統治構造は、ほとんど同じ。
ただし、所有と経営の分離。
⇒ 支配の三角形は、上下ひっくり返る。

16

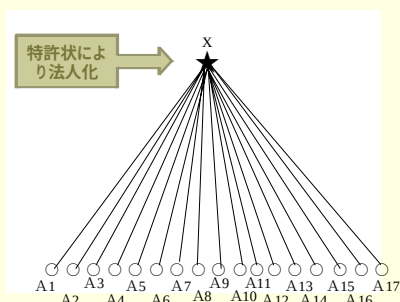
ところが、いよいよ、さらに遠く、東洋まで行って商売をするということになると、船団を組んで乗り込んででかける人たち、とりわけ船長に現地での商売をすべて任せざるを得なくなります。事業に参加しようという人たちは、資本を出してジョインするだけです。ですから、ジョイント・ストック・カンパニーということになります。こうしてレギュレーテッド・カンパニーからジョイント・ストック・カンパニーへの転化が生じました。しかし、ジョイント・ストック・カンパニーの統治構造といえば、先ほどのレギュレーテッド・カンパニーとほとんど同じでした。フリーメンの COURT がガバナーたちを選任します。そして、エリザベス女王から特許状をもらって法人になりました。

それでは両者の統治構造は全く同じかといえば、実はここで大きな転換が生じたのだと、私は思います。ジョイント・ストック・カンパニーでは、所有と経営が分離せざるを得ません。そのために、支配の三角形は、上下ひっくり返るような転換が生じたといえるのではないかと思います。

レギュレーテッド・カンパニーの場合については、配付資料のスライド 17 をご覧下さい。ここでは、A1 から A17 の商人たちが結束してカンパニーを形成していますが、自分たちで各自商売をしています。単に、共通の利益を増進するために法人となり、ガバナーする仕組みを作りました。フリーメンの COURT で選任したガバナーが上に立って、皆で作ったルールを守らせます。ここでは、ガバナーを選任する人たちは、ガバナーの支配を受ける人たちと重なっています。

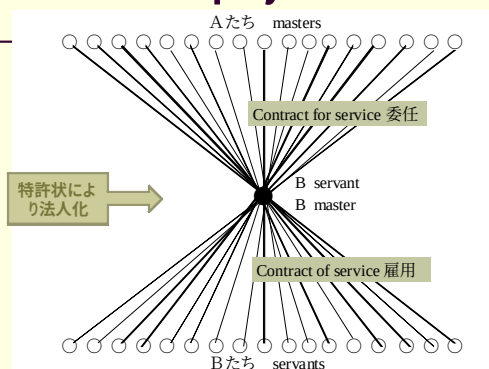
ところが、ジョイント・ストック・カンパニーになりますと、配付資料のスライド 18 をご覧下さい。ここでは、出資する人たちは B を選任して、法人をガバナーする役割を全て B に任せます。委任契約のことを、イギリスではコントラクト・フォー・サービスと言いますが、遠方へ船でかけて取引をするのですから、船長にすべてを任せる委任契約を結ばざるをえません。次に、船長は船員たちを雇って支配します。ここでは雇用契約、つまりコントラクト・オブ・サービスが締結されます。サービスのための契約か、サービスの契約かという違いはありますが、いず

Regulated company



17

Joint stock company



18

れも要するに、サービスに関する契約であり、サービスを提供する側がサーバントです。サービスの提供を受ける方はマスターです。マスターとサーバントの関係が下半分では三角形になっていますが、上半分では逆三角形になっています。下半分の三角形ではガバナーである者が、上半分の逆三角形の方でみればサーバントです。ここから、支配者こそ、大勢の者のサーバントである、公僕であるという発想が、イギリスにおいて生まれてきたのではないかと思います。

十六 イギリス東インド会社とオランダ東インド会社

ここまで来たところで、イギリス東インド会社とオランダ東インド会社を比べてみたいと思います。

イギリス東インド会社は、1600年に、エリザベス女王の特許状を得て設立されました。その前にも同様のものは、ロシアカンパニーやアフリカンカンパニーなどいろいろありました。東インド会社が大きな成功を収めたために有名になっただけで、企業形態としては、綿々と続いています。イギリス東インド

会社は、当初は15年間の特許を得ていましたが、その下で個々の事業が個別的に出資を募っては当座的に行われました。第1航海、第2航海というように行われたのです。やがて、ピューリタン革命を経て、統治の民主化がいっそう進みました。簿記を公開するとか、総会選出の役員が会計を監査するとかという話になってきました。現在の株式会社制度につながる様々な仕組みは、イギリスを土壌に発達してきたものです。

一方、オランダ東インド会社はといいますと、1602年に設立されました。これは、その前に三つあった先駆会社間の競争を回避するために3社が合併してできたものでしたから、初めからカルテルのようなものであったとも言えそうです。ただ、とても革新的なことが織り込まれていました。全社員の有限責任制です。大塚久雄先生がおっしゃったとおり、この点は画期的なことだったというべきでしょう。私は、これは、まねをする方が新しいものを導入しやすいということによるものであって、「後発社会の見せる跳躍」といい良いのではないかと思います。他方、オランダ東インド会社の支配体制はといえば、大商業資本家の重役団による専制的寡頭的統治が続きました。結局、この点では、現在の株式会社形態につながっていく仕組みではなかったことになります。

イギリス東インド会社と オランダ東インド会社

イギリス東インド会社

1600年 エリザベス女王の特許状を得て、
設立される――大きな成功を収める。
当初は15年間の特許。個々の事業は当座的。
ピューリタン革命を経て、統治の民主化が進む。
簿記を公開。総会選出の役員が会計を監査……

オランダ東インド会社

1602年 設立――3グループの先駆会社間の
競争による破局を回避するために合併。
有限責任制の確立――後発社会が見せる跳躍。
大商業資本家の重役団による専制的寡頭的統治。

19

十七 イギリス東インド会社からヴァージニア会社へ

さて、イギリス東インド会社は、現在の株式会社につながっているだけではありません。現在の私たちが享受している議会制民主主義の発達につながっています。

1606 年に、イギリス東インド会社の第 2 航海が大成功を収めました。そうすると、同じことをアメリカ植民地でも再現したいと人々は思います。そこですぐに、ジェームス 1 世の特許状により、ヴァージニア会社が設立されました。そして、苦労は多かったのですが、翌年に何とか、ジェームスタウンを建設することができました。

アメリカの植民地では、インドとは同じようにいきませんでした。アメリカではインディアンが住んでいましたが、彼らと交易することで大きな利益を上げるというよりは、むしろ自分たちで広大な土地に植民していかななくてはなりませんでした。したがって、資本を集めるだけでは足りなくて、移住者も集めなければならず、したがって移住者にも株をあげるといようなことが行われたりします。そもそもジョイント・ストック・カンパニーも、レギュレーテッド・カンパニーや、自治都市と変わらないところから生まれ出てきたのです。ですから、アメリカ植民地では、再び、自治都市的な性格がよみがえってくるような経路をたどることになりました。

ジェームスタウンで何とか人々が暮らしを成り立たせているというニュースは、ピルグリム・ファーザーズに希望を抱かせるものでした。ヴァージニア会社の下での移住がこのように成功したのを見て、ピルグリム・ファーザーズたちは、自分たちもアメリカに行ったら何とかなるのではないかと思うようになりました。そこで、ジョイント・ストック・カンパニーでもって資金を集めて、メイフラワー号を儀装したのです。お金はロンドン商人たちから 7 年間という契約で出資してもらいました。そして、ヴァージニア会社から植民の許可をもらって、1620 年にメイフラワー号に乗り込みました。ところが、ヴァージニア会社の管轄の領域よりも北にそれたところにある、コッド岬に着いてしまいました。政治的な空白地域に着いて、さてどうするかということになって締結したのが、メイフラワー契約です。彼らは、契約によって、自分たちの政治組織を作り上げました。まさしく、後の時代に社会契約として抽象的に論じられたようなことが、ここでは現実に行われました。このメイフラワー契約には、自分たちはボディー・ポリティックを作ると書いてあります。ボディー・ポリティックは、しばしば政治団体と訳されていますが、これは法的には「法人」を意味しています。ですから、自分たちで法人を作ると宣言しているのです。

イギリス東インド会社から、 ヴァージニア会社へ

1606年 ジェームス1世の特許状により、
ヴァージニア会社が設立される。
東インド会社の第2航海の大成功(1606年)を再現させたい。
⇒ 1607年 ジェームスタウンを建設。

1620年 ピルグリムファーザーズは、
ジョイント・ストック・カンパニーで資金を調達し、
メイフラワー号に乗り組む。
メイフラワー契約----body politickを結成。
(1686年にはマサチューセッツに併合)

1629年 マサチューセッツ湾会社による植民。
会社本拠地もマサチューセッツに移転。

20

ただし、彼らは法人の特許をもらうことはできませんでしたから、宙ぶらりんになっていたということもあり、1686年にはマサチューセッツに併合されてしまうという運命をたどりました。

ピルグリム・ファーザーズの植民の後、今度は1629年に、マサチューセッツ湾会社による植民が行われました。こちらの会社は正式に、特許状を得ていました。そして、会社の本拠地もマサチューセッツに移転してしまいました。

十八 会社形態によるアメリカ植民の影響

これまで見てきたように、アメリカの植民は、当初は会社形態で行われました。そして、フリーメンによるジェネラル・コートが、植民地議会に変化していきました。

ヴァージニア会社の場合は、ロンドンに本拠地がありましたので、ロンドンで出資者であるロンドン市民が出席してジェネラル・コートが開かれたのですが、ヴァージニアでも植民者たち

によって、ジェネラル・コートをまねたようなものが開催されるようになりました。これがアメリカで初めての議会と言われています。その後、ヴァージニアは、イギリスの王に狙われて、王領植民地にされてしまったのですけれども、議会制度はそのまま存続しました。

会社が最初にアメリカの植民を手がけて、うまくいきそうだとということになると、今度はこのように、王が王領にすることを狙います。ヴァージニアだけでなく、マサチューセッツもやがて王領化されました。あるいは、王は個人に領主植民地とすることを許したりもしましたが、ただし領主植民地であっても、例えばペンシルバニアを造ったペンなどは、進んで住民に参政権を与えたと言われています。

マサチューセッツ湾会社に話を戻しますと、会社本拠地までマサチューセッツとなっていましたから、ジェネラル・コートがそのまま議会になりました。ところが、マサチューセッツ湾会社は、宗教的情熱が高まりすぎて神政一致の方向に向かい、貴族的な寡頭政治になってきてしまいました。そのために地方の不満が爆発し、1634年には、地方のタウンの代表者たちが、特許状を見せろという運動を起こします。そこで、渋々見せると、総会こそが法律を制定する権限を有するということが、きちんと特許状に書いてあるではないかということになりました。つまり、特許状が憲法の役割を果たすことになったのです。

マサチューセッツでは、何しろ神政一致的になってきたものですから、異端者の弾圧が

会社形態によるアメリカ植民の影響

freemen による general court が植民地議会へ転化。
ヴァージニア: 王領植民地となっても、議会は存続。
領主植民地でもベンなどは進んで住民に参政権を与えた。
マサチューセッツ湾会社
貴族的寡頭政治へ走る？
1634年 タウン代表者が特許状の検分を求め、
総会が法律制定権を有することを確認。
⇒ 特許状が憲法の役割。
マサチューセッツでは異端者を弾圧。
ロード・アイランド、コネティカット
基本法で、政教分離原則や社員の総会招集権を明定。
イギリス長期国会から特許状を取得し、
アメリカの独立まで、会社形態を維持。

21

行われました。そのために逃げ出した人たち、あるいは追い払われた人たちが作ったのが、ロード・アイランドやコネチチカットです。これらの人たちは宗教弾圧にこりこりしていましたが、政教が分離されるべきことを重視しました。そこで、自分たちで基本法を作りましたが、その際にはそこに政教分離の原則を真っ先に盛り込んだのです。それから、現在の会社法には少数株主の総会招集権が定められていますが、その起源はこの基本法にありました。総会が開催されないままに放置されたマサチューセッツのような問題が生じないように、社員の総会招集権を基本法で定めたのです。神の支配と政治的な支配とが二つの焦点をなす支配形態にあっても、両者はややもすれば一致してしまいがちになります。しかしこの基本法は、二つの焦点をやはりしっかり分ける、政治と宗教をきちんと分離するという原則を打ち立てたのです。

ロード・アイランドとコネチカットの人々は、自分たちで作った基本法だけでは危ない、やはりきちんと特許状を取得して、自分たちの地位を確定しておかないと危ないと思いました。イギリスでは国王と議会との対立が続いていましたが、ちょうどそのころには長期国会が支配権を握っていたものですから、ロード・アイランドもコネチカットも、長期国会に一生懸命働きかけて交渉し、特許状をもらうことに成功しました。こうして、ロード・アイランドとコネチチカットは、植民会社形態のままでアメリカの独立を迎えました。

十九 アメリカの独立

アメリカは、1776年に独立宣言をしました。13のステイトの連合として出発します。ステイトは、この時期はまだ州とは訳さないで、邦などと訳しています。

13のステイトは独立によって、イギリス国王から切り離され、特許状がない状況になりました。主権者である王やイギリスの議会の特許状はもはや不要だということを宣言したのが、アメリカの独立宣言なのです。それでは、ステイト

の統治組織としての正統性はどこに求めたらよいのでしょうか。各ステイトが憲法を制定して、統治組織を編成すれば良いということになります。そこで、ステイトは各自の憲法を作れということになり、それぞれ作り始めます。そしてこれによって、法の支配が貫徹されることとなりますが、ここで興味深いのは、ロード・アイランドとコネチチカットは何もしなくてよかったということです。基本法の内容が特許状に盛り込まれていたのですが、今度は、特許状に、王とは無関係だということを一言加えれば、あとは何も手をつけ

アメリカの独立

アメリカの独立宣言(1776年) 13のstateの連合で出発。
stateの統治組織としての正統性は？
主権者(王・議会)の特許状は不要。
stateの憲法を制定し、統治組織を編成。
法の支配の貫徹へ。

独立後----危機的事態の克服に、事業会社形態を活用。
(ワシントン・ポトマク会社、ハミルトン・銀行)

↓
連邦憲法制定へ。

22

なくても、そのまま憲法として役に立ちました。実際、その後に新しい憲法をきちんと制定したのは、コネチチカットは 1818 年、ロード・アイランドに至っては 1842 年でした。

さてアメリカは、独立した後に、きわめて危機的な状況に陥ります。連合と言っても、実は力がありません。徴税権もないわけですから、財政は破たんしていますし、それぞれのステイトがバラバラに外国と通商交渉などをしたりすると、どうにもうまくいかなくなってしまう。

そのような時代に、大きな危機感を抱いたワシントンやハミルトンは、民間の事業会社形態を活用して、何とか事態を打開しようと動きました。後にアメリカ合衆国初代大統領になるワシントンは、この時期にはポトマク会社に力を注いでいました。これはポトマク川を船で航行できるようにしようという事業計画でして、ワシントンは、これによってミシシッピ川の流域にまでつながるようにすることは、戦略的にも経済的にも政治的にも重要だと考えたのです。一方、後にアメリカ合衆国初代の財務長官になるハミルトンは、この時期には銀行に力を入れて、あれこれ画策していました。

しかし、やはり 13 のステイトの連合のままでは、事態を打開することができません。そこで、アメリカの人々は連邦憲法を制定して、連邦政府を作ることになりました。

二十 近代組織の発展の歴史から分かること

以上のような近代組織の発展の歴史から分かるのは、経済組織の発展は政治組織の発展と不可分であったということです。株式会社形態の経済組織と、立憲議会制民主主義の政治組織は、相似形です。同じ起源から重なり合って発展してきたのです。

by-laws という言葉を、先ほど紹介しました。このバイという言葉は、デーン語でタウンを意味するのだそうです。で

すから、まさしく、タウンの法律です。それを今アメリカでは、取締役会規則という意味で使っているのです。それからガバナーという言葉ですが、州のガバナーというと、私たちは知事のことだと理解しますが、レギュレーテッド・カンパニーやジョイント・ストック・カンパニーのガバナーの言葉が今にそのまま引き継がれて来ているのです。

ただし、政治組織と経済組織は大きく違う点があります。政治組織は税を徴収します。あるいは、何とか会であれば、会費を徴収します。政治組織と経済組織の渾然一体となったものから発展してきたイギリスのジョイント・ストック・カンパニーには、徴収という観念がずっと残りました。これが、ただちには有限責任制へ移行できなかった理由です。

近代組織の発展の歴史から分かること

経済組織の発展は、政治組織の発展と不可分。

株式会社形態の経済組織と、

立憲議会制民主主義の政治組織は、相似形。

同一起源・交錯

by-laws = town laws

governor = 州知事

違い？——徴税・会費徴収 対 出資(有限責任)

(イギリス東インド会社の法人格は、
「流星のように」現れたのではなかったために、
間接無限責任制の払拭までに時間を要した。)

23

有限責任ではないといいましても、日本の合名会社や合資会社の無限責任社員のように、債権者に対して直接責任を負うわけではないのですけれども、会社自身は会費をもっと出せと株主にいうことができるのであれば、株主は間接的には無限責任を負ってしまうのではないかと懸念することになります。このような間接無限責任の特徴を重視したために、大塚久雄先生は、イギリス東インド会社はオランダ東インド会社と異なって、17世紀の初めの段階ではまだ株式会社ではなかったとおっしゃったのです。

この徴収という考え方は、イギリスではずっと遅くまで、大塚久雄先生が株式会社発生史論で書かれたよりも実はもっと遅くまで残ったと、今日では言われています。制度の変遷というのは、そのようなものなのです。イギリスはとりわけ、制度を少しずつ変えてきた国です。裁判制度に関しても、ようやく2009年の秋になって最高裁判所を作ったばかりという国なのです。イギリス東インド会社も、決して流星のように現れたわけではありません。少しずつ変わっていくものであったために、間接無限責任制の払拭までに長い時間を要したのです。

二十一 近代政治組織の世界への波及

このようにして、近代政治組織がいったんでき上がると、それは世界に波及していきます。1776年のアメリカ独立革命の後、1789年にはフランス革命が勃発します。立憲議会制民主主義は、欧州へ、世界へと拡がりました。日本も、1889年には大日本帝国憲法を作ることになり、また1946年には、現在の日本国憲法が出来上がります。

近代政治組織の世界への波及

立憲議会制民主主義

(イギリスにおける議会制度の発達)

- アメリカ独立革命 (1776年)
- フランス革命 (1789年)
- 欧州 …→ 世界へ

(日本:1889年 大日本帝国憲法
／1946年 日本国憲法)

24

二十二 近代組織の統治システム

近代組織の統治システムは、特定の目的のためにだけ結成された法人であり、すべての目的をカバーする全体主義的なものではない点に特徴があります。近代組織は、組織の長こそ、サーバントであり僕であるという仕組みです。政治組織であれば国民主権、公僕ということになりますし、経済組織であれば株主主権です。株主主権というと、現在の日本にも反対する人が少なくありませんが、これは国民主権と同様に今では否定しようのない、構造的なものだと私は思います。

これらの近代統治組織は、法の支配の下で、支配の正統性を獲得します。組織の長である僕を、誰がどのように選び、交代させるか。その報酬を、誰がどのように定めるか。法

に従った業務執行がなされように、誰がどのように監督するか。こういった問題に関する誰もが納得できる理性的な解決が、近代統治組織における最も重要なポイントです。

また、近代統治組織にあっては、ロード・アイランドやコネチカットの成り立ちがそうであったように、離脱しても暮らしていけるということ、組織にとどまるか離脱するかという選択肢があることが、もう一つの重要なポイントです。このことによって、同心円的な社会構成とは異なる、分化していく文化が育ちます。そしてこのような離脱権が、全体主義への移行を抑制し、抑圧を抑制していることになるのではないかと思います。

近代組織の統治システム

近代統治組織の特色

特定の目的のために結成された法人。

組織の長は、サーバント(僕)

(政治組織---国民主権・公僕、経済組織---株主主権)

法の支配の下で、支配の正統性を獲得。

組織の長(僕)を、誰がどのように選び、交代させるか。

その報酬を、誰がどのように定めるか。

法に従った業務執行がなされように、
誰がどのように監督するか。

同心円的な社会構成とは異なる、分化の文化。

離脱権が、全体主義への移行を抑制。抑圧を抑制。

25

二十三 独立前後のアメリカにおける反独占の気運

ところで、独立前後のアメリカでは、独占に強く反対する気運が大変盛んでした。

アダム・スミスは、1776年に刊行された国富論で、すでに独占の弊害に言及しており、「同業者は、楽しみや気晴らしのために集まったとしても、いつも最後には、社会を欺く陰謀と、価格の引き上げを画策する話し合いになる」と書いています。このようにイギリスでは、独占は抑えるべきものだという考え方が早い時期から見られないわけではなかったのですが、イギリス東インド会社が18世紀後半に苦況に陥ったときには、イギリス政府は、大きな独占権を与えることによって、これを何とか救おうとしました。1773年にイギリス政府は茶法を制定し、イギリス東インド会社にアメリカ植民地での茶の販売独占権を付与したのです。これに対して植民地の人々が反発したことから、アメリカ独立への引き金が引かれました。ボストン茶会事件です。イギリス東インド会社は、ここでもう一度、アメリカの運命に絡みました。

このような道を通して独立革命に行き着いたものですから、独立後も特権と独占に対する敵意がみなぎっていました。そのために、新政府を作っても強力な権力は与えないし、

独立前後のアメリカにおける反独占の気運

アダムスミス 国富論 (1776年)

「同業者は、楽しみや気晴らしのために集まったとしても、いつも最後には、社会を欺く陰謀と、価格の引き上げを画策する話し合いになる。」

特権と独占に対する敵意 → ボストン茶会事件から独立革命へ。

1773年 イギリスは茶法を制定し、イギリス東インド会社にアメリカ植民地での茶の販売独占権付与。
植民地の人々が反発。ボストン茶会事件。

1774年 イギリス議会は植民地に懲罰的な立法措置。
植民地では、第1回大陸会議を招集。

1775年～ 独立戦争、1776年 独立宣言

1783年 パリ講和条約

独立後も、特権と独占に対する敵意がみなぎる。

⇒ 新政府に強力な権力は与えない。会社制度も警戒。

26

会社制度に対しても警戒してかかるという態度でした。

二十四 アメリカにおける会社設立権限の行方

先ほど、ポトマク会社の話に触れました。ワシントンは、総司令官として戦った独立戦争が一段落した後に、ポトマク川を航行できるようにする事業に取り組みましたが、この事業は、川の両岸にあるメリーランドとヴァージニアの両ステイトにかかわります。両ステイトの特許状をもらわないと会社を設立できない。そこで、相談の結果、両ステイトの議会が全く同じ内容の設立特許状を出すということでこの問題に対処することになりました。

その問題を話し合う中で、やはりステイトが分かれていると不便である。ステイト間の関税とか通商規制、通貨統一についても検討しようということになって、周辺のステイトにも呼び掛けて、1786年に、アナポリスの会議が開かれることになりました。したがって、ポトマク会社は、憲法制定会議のきっかけにもなったのです。もっとも、アナポリス会議自体は、集まりが悪くて失敗でした。しかし、ハミルトンが、もっと呼びかけて来年また集まろうと提案し、その結果、1787年に、憲法制定会議が開かれることになりました。

憲法制定会議では、どの程度中央集権的な政府とするかが大問題となりました。大きな権力を集中させることへの抵抗感がとても強かったからです。妥協の結果、連邦議会の権限については列挙主義を取りつつ、それらを実行に移すために必要かつ適切な法律を連邦議会は制定するという、あいまいな表現が採用されました。これだけでははっきりしないから、会社設立権限も連邦議会の権限として列挙すべきだという提案が提出されましたが、合衆国銀行の設立や商業的独占が意図されているという反対が起こりまして、結局、連邦議会が会社設立権限を有するか否かについては、憲法には何も書かないということになってしまいました。

二十五 合衆国銀行をめぐる攻防戦

合衆国銀行をめぐるのは、その後大政争が繰り広げられました。時間の関係で詳しい話は省きますが、合衆国銀行は自由な共和国にふさわしからぬ独占を持ち込もうとするものであるという反対を押しつけて、連邦が20年間の特許を出すという形で合衆国銀行が設立

アメリカにおける会社設立権限の行方

ポトマク会社の事業計画—メリーランドとヴァージニアの議会が同一の設立特許状を出すことで対処(1784年末と1785年初)
⇒ステイト間の関税、通商規制、通貨統一についても検討しようと周辺のステイトにも呼びかける。⇒1786年 アナポリスの会議。

1787年 憲法制定会議

どの程度中央集権的な政府とするかが大問題。

妥協の結果、連邦議会の権限につき列挙主義を取りつつ、それらを実行に移すために必要かつ適切な法律を制定しようとする。

会社設立権限も列挙すべきとの提案に対しては、合衆国銀行の設立や商業的独占が意図されているとの反対。

⇒ 連邦議会の会社設立権限につき、憲法は沈黙。

27

されましたが、期間満了でいったん終わってしまいます。しかし、やはり必要だということになって、第2次合衆国銀行が20年間の特許で設立されましたが、期限が来たときには、ジャックソニアン・デモクラシーの波に飲み込まれ、合衆国銀行は結局、瓦解することになってしまいました。

合衆国銀行をめぐる攻防戦

1789年 合衆国の新政府が発足。ワシントンが初代大統領。
財務長官ハミルトンは、合衆国銀行の設立を推進。
自由な共和国にふさわしからぬ独占を持ち込むもの？
合衆国憲法違反？（マディソンも違反論をリード）
1791年 連邦議会は20年の期限で設立する法案を可決。
1811年に期間満了。
1816年 第2次合衆国銀行を20年間の期限で設立（マディソンが署名）
1819年 合衆国銀行の合憲性に関する連邦最高裁判決。
1828年 ジャックソンが大統領当選。
1832年 合衆国銀行総裁は、早々特許の更新を得ることを画策し、
議会は法案を通した。しかし大統領は拒否権を行使。
⇒ 秋の大統領選挙ージャックソン大勝。合衆国銀行は瓦解。

二十六 法人・会社設立準則主義への世界初の移行

そのころ、会社の設立についてステイト、合衆国憲法ができた後は州になるわけですが、州の方ではどうなったかといいますと、会社設立の特許状をどんどん出しました。会社制度への懸念と感情的な拒絶を、現実的な需要と実際上の利用が圧倒していく歴史であったのです。

議会が特許状を与えるというのは何をする事なのかといえば、個別の立法で会社の設立を認めるということ

です。この特許状を相当に気前よく出していき、欲しいという人があると議会で特別法を通します。もしも州議会がこれを拒みますと、それなら隣の州に行きますと言われますから、州の間の競争が働きます。各州とも自分のところの産業を発達させようと努力しますので、競って特許状を出しました。その結果アメリカは、世界中で最も多数の株式会社を有する国となりました。

また、アメリカの人々は、政府を大きくするのに反対しましたから、例えば、道路とか、運河とか、そういった事業も民営でやらせよう、会社でやらせようということになります。さらに、独占への反対が強かったことも多数の会社の誕生を後押ししました。会社数が多くなれば独占ではなくなり、競争が生じるからです。

こうして、どんどん会社ができました。設立の度に一つ一つ法律を作るのでは大変です。そこで、法律をあらかじめ一つ制定しておいて、それにさえ従えば、後は州務長官に届け出ればよいという仕組みに切り替えるという、設立準則主義の考え方が登場します。その方が、平等主義の理想に合致しますし、特権付与にまつわる腐敗の防止にも役立ちます。

法人・会社設立準則主義への世界初の移行

アメリカでは独立後、会社制度への懸念と感情的な拒絶を、
現実的な需要と実際上の利用が圧倒していく。
議会による特許状？ ⇒ 個別の会社を設立する特別法を制定。
各州は競って特別法を制定。会社数は世界中で最も多数へ。
∴ 政府の非力を補うための民営政策。
反独占思想も後押し-----会社数が多ければ競争が生じる。
平等主義の理想 ⇒ 法人・会社の設立準則主義へ。
特権付与にまつわる腐敗の防止にもなる。
法人設立準則主義立法の嚆矢---宗教法人設立のための一般法。
1778年 サウスカロライナ、1784年 ニューヨーク
一般設立法の制定により、州務長官への届出のみで設立可。
事業会社に関する初の準則主義立法ー1811年 NY製造会社法。

設立準則主義の最初のきっかけを作ったのは、宗教法人でした。宗教と政治の関係は非常にセンシティブです。その中で、あの宗教は認めるけれども、この宗教は認めないなどということはやはりおかしいということになり、一般設立法を制定して、宗教法人の設立を認めるということがまず行われました。そしてこのような準則主義立法は、後に事業会社にも広がるようになりました。1811年のニューヨーク製造会社法がその嚆矢です。

二十七 会社設立準則主義の米国内での波及

製造業などと事業分野を限らない一般的な会社法として制定されたのは、1837年のコネチカット会社法が最初です。その後、ニュー・ジャージ(1846年)、アイオワ(1847年)、ペンシルベニア(1849年)、マサチューセッツ(1851年)、ヴァージニア(1852年)等々が続きました。議会制民主主義・地方分権の政治体制による後押しを受けて、会社設立特許主義は一気に克服されていきました。州間競争も働いた結果、ドミノ倒しのよう準則主義化が進展し、南北戦争が勃発する頃までには、アメリカではほとんどの州が準則主義の会社法を有するようになりました。

会社設立準則主義の米国内での波及

一般会社設立法の制定

コネティカット(1837年)
ニュー・ジャージ(1846年)
アイオワ(1847年)
ペンシルベニア(1849年)
マサチューセッツ(1851年)
ヴァージニア(1852年)
……後、続々……

会社設立特許主義の克服は、
議会制民主主義・地方分権の政治体制が後押し。
州間競争により、準則主義化がドミノ倒しのよう進展。³⁰

二十八 会社設立準則主義の世界への波及

同じことが世界でも起こりました。アメリカでこのように会社形態を活用しているということになりますと、ほかの国も、自分たちもそうした方がいいのではないかと考えるようになります。

イギリスは、1720年に起こった大きなバブルに懲りて、その名もバブルアクトという法律を作り、株式会社設立の特許状を容易には与えないようにしていました。そのために、契約だけで会社に

似たものを作ろうという動きが産業界にあったりしましたが、同時代のアメリカではこのように容易に会社の設立を認めている、イギリスでも会社の設立を自由にすべきだということで、準則主義化をめぐる大論争が起こりました。しかし、やはり抵抗が強い。アメリカ

会社設立準則主義の世界への波及

イギリス 1720年 Bubble Act の後遺症が続く。
19世紀に入り、準則主義化を巡る大論争。
グラッドストーンの解決策(近代会社法の父)
1844年法、1855年法 公示主義を基礎に設立準則主義。
1856年法、1862年法 レセ・フェールの時代。
20世紀に入って再度公示主義の重視へ。
フランス 1807年ナポレオン法典は、株式会社につき許可主義。
1863年法を経て、1867年法により、全面的準則主義化。
ドイツ 1861年 普通ドイツ商法典は、原則許可主義。
1870年 株式会社の準則主義化、1884年 厳格化。
日本 1899年法 商法典 株式会社についても準則主義

国々間の競争 ⇒ ドミノ倒しのよう広がる。

カのように州間の競争によって拡がるという流れが生じないために、なかなか結論が出なかったのです。このような状況にあって大活躍をしたのがグラッドストーンです。彼は公示主義を基礎としつつ、登記により情報公開を徹底することで法人格の取得を認めるという仕組みを主張して、それまでの反対者も賛成者もまとめ上げました。したがって、彼こそが近代会社法の父と言われています。

この仕組みを採用したのが、1844 年法です。ただし、この段階では、会社の設立準則主義は採用しましたが、有限責任を認めるところまでは行きませんでした。有限責任を認めたのは 1855 年法です。そしてこの段階までは、公示主義は厳格でした。グラッドストーンの理想どおりだったのですが、翌年の 1856 年法以降、レセ・フェールの勢いの中で公示規制まで緩和されてしまいました。しかし、20 世紀に入って、やはりそれではだめだということで、もう一度公示主義を重視する立場へ戻っていきました。

イギリスがこうして、株式会社の設立準則主義へ移行しますと、影響を受けるのは近隣の国です。フランスは、ナポレオン法典では株式会社の設立は許可主義によっていたのですが、設立の自由を求める声を次第に抑えきれなくなります。といいますか、フランスでは会社の設立が難しいとなると、事業を起こしたい者がイギリスに行ってしまうようになります。そこで、いろいろな経緯があったのですが、結局、1867 年には全面的な株式会社設立の準則主義化が行われました。となると、それがドイツにも波及するというように、ドミノ倒しのように準則主義化が広がっていきました。日本も 19 世紀のほとんど最後に、準則主義化を果たしました。

二十九 アメリカにおける州会社法の変貌

アメリカではさらに、州間の会社誘致競争が、規制緩和をも促していきました。

アメリカの州会社法は、当初は、会社は独占であると警戒されたこともあり、内容が規制的でした。例えば、存続期間を制約するとか、資本金の上限を規制するとかです。それから、アメリカでは、会社は他の会社の株式を持ってないというのがルールでした。また、

合併なども到底認められませんでした。このように、制約の多い法律だったのです。しかし、そのような規制的な会社法の下でも、とりわけ南北戦争後は産業革命が進展し、大企業が発達しました。そうすると、合併できないのは不便です。それでも、会社が他の会社の株式を持てるのであれば、持株会社によって合併と同様の効果が得られますが、アメリ

アメリカにおける州会社法の変貌

州会社法の内容は、当初は制約的。

存続期間を制約、資本金の上限を規制、
会社は他の会社の株式を有することができない、
合併は認められない……

南北戦争の後、産業革命が進展し、大企業が発達。

会社が他社の株式をもてない不都合は、実務上、
トラストを使って回避。(スタンダード・オイル、モルガンなど……)

州間競争により、州会社法は規制を次第に緩和。

32

かでは、会社が他の会社の株式を有することもできません。そこで使われたのがトラストでした。

トラストは信託です。これは、コンメンダに似ているともいえるでしょう。信託を受けた受託者の名前で事業を行い、受託者が託された財産を法形式的には持つわけですから、法人とよく似た役割を果たすことができます。議決権の統一的な行使について、もしも株主間で単に契約するだけですと、契約通りの執行をどのように確保するかという問題が残ります。しかし、信託の受託者、トラスティに株を預けますと、委託者間で約束したとおりに議決権を行使するのが受託者の役割ですから、約束した通りの執行がなされないという心配がなくなるのです。

ー ということで、トラストを使えば、合併ができなかったり持株会社を作れなかったりする不都合を乗り越えることができる点に気付く法律家がいたのでしょう。そのアドバイスを受けてのことでしょうが、スタンダード・オイルがこれを使いました。J Pモルガンもそうしました。こうして、トラストにより、巨大な企業グループができあがりました。

それから、そもそも州の会社法自身、州間競争によって次第に規制を緩和するようになりました。資本金の上限規制がなくなる、存続期間の制約がなくなるということで、大規模な事業を構築しやすくなり、巨大企業が現れてきます。

三十 農民運動と連邦通商法の成立

このような状況の中で、まず、農民運動、グレンジャー運動が盛んになりました。1870年代に、彼らの間で、鉄道会社や穀物倉庫による独占への反感が高まります。そこで、鉄道運賃などを規制する州が登場し、そのような規制の合法性について、連邦最高裁も、1877年判決ではいったん支持したのですが、巻き返しが起こりました。鉄道会社は規制を撤廃するように戦いますし、農民運動は衰えてきます。そのような中で、1886年に、連邦最高裁は、州法は州の中の鉄道のみ規制し得ると判決しました。線路はほとんどが州間を走っているのですから、これでは州法の規制は無意味になってしまいます。この判決は、グレンジャー法といわれる州法規制に、大きな打撃を与えました。

この危機に際して動いたのは、連邦政府でした。国民主権の政治体制の下では、そのように政府は反応するのです。連邦政府は、それまではあまり介入的なことはしてきませんでした。合衆国銀行の問題だけでこりごりしていたのですが、グレンジャー法が使

農民運動と連邦通商法の成立

1870年代には、農民運動(グレンジャー運動)が盛んになる。
――鉄道会社や穀物倉庫等による独占への反感――
鉄道運賃などを規制する州も登場。

規制の合法性につき、連邦最高裁は、1877年判決では支持。

しかし、鉄道会社は、規制が撤廃されるよう戦う。

農民運動が衰える(事業を直接に手がけて失敗等)。

1886年 連邦最高裁は、州法は州内の鉄道のみ規制しうると判決。

グレンジャー法に打撃。(Wabash鉄道事件)



1887年に、連邦通商法が成立。連邦政府が鉄道を直接に規制。

運賃は合理的・公正であるべし。政府へ年次報告の義務。違反には罰金刑。

執行にあたるのは「州際通商委員会」

大統領が5名の委員を指名――(行政委員会の始まり)

えないということになったときに、それではということで、連邦政府が乗り出したのです。こうして出来上がったのが、連邦通商法です。連邦政府が鉄道を直接に規制しようというものです。運賃は合理的・公正であるべきものとし、政府への年次報告への義務を課し、違反には罰金刑を科しました。急に刑事罰まで出てくるのです。この法律の執行に当たる政府機関として作られたのが、州際通商委員会です。大統領が5名の委員を指名するものとされました。これがアメリカにおける行政委員会の始まりです。

三十一 1890 年シャーマン法の成立

1890 年には、いよいよシャーマン法が登場します。

1880 年代には諸産業の独占が進みました。1881 年に「スタンダード・オイルはいかに独占を進めたか」という記事が書かれ、これがセンセーションを巻き起こしました。トラスト方式は、スタンダード・オイルなどから鉄道、たばこ、製糖へと広がっていきました。トラストという、本来は信託を意味する言葉が、この時代には独占の代名詞になってしまいました。

独占の弊害が目に見え、連邦政府はこれを規制するべきだという声が民衆の間に高まりますと、国民主権の議会制民主主義体制の国では、政党はこれを取り上げます。これを取り上げることこそが選挙に勝つ道ということになると、何と 1888 年の選挙では、どちらの政党もこの立法を約束しました。そして選挙の翌年に、シャーマン法が成立しました。下院は全員一致でしたし、上院も 1 票の反対があっただけでした。

シャーマン法では、「取引の制限」をもたらすあらゆる契約・結合・共謀は違法であるとか、独占化、独占の企て、独占のための共謀も違法であるといった規定が設けられました。これらはすべて刑事事件になってしまいます。罰金、懲役刑が科せられ、検事が公訴するという仕組みができ上がりました。ただ、その内容は、イギリスの判例法に古くからあった「取引の制限」法理を踏まえています。この法理を発達させたイギリスはと言いますと、レセ・フェールの時代になってその運用が弱くなってきてしまいました。しかしアメリカでは、それを踏まえて、もう一度、シャーマン法という形にしたということになります。なお、競争法を設けるといふ点ではカナダも早かったわけですが、カナダも英連邦諸国であったこと、そしてカナダは、同時期に独占の弊害が露わになってこれを規制すべきとする議論が沸騰していたアメリカの隣国であったことが影響していたのではないかと思います。

1890年シャーマン法の成立

1880年代、諸産業の独占が進む。

「The Story of a Great Monopoly—スタンダード・オイルはいかに独占を進めたか」の記事(1881年)がセンセーションを巻き起こす。

トラスト方式 石油、鉄道、たばこ、製糖……(トラストは独占の代名詞に)

独占の弊害 ⇒ 連邦規制を民衆が要望。

⇒ 1888年の選挙では、両政党ともに立法を約束。

1890年シャーマン法が成立(下院は全員一致。上院も1票のみ反対)。

「取引の制限」をもたらすあらゆる契約、結合、共謀は違法。

独占化・独占の企て・独占のための共謀も違法。

刑事事件として(罰金、懲役)検事が公訴。

——英判例法に古くからあった「取引の制限」法理を踏まえている——

合理性を欠く場合は、公共の利益に反して、違法・無効。

ただし、19世紀後半の英では、不合理の証明が難しく、停滞気味。

34

す。

三十二 反トラスト法の無力時代

さて、こうしてせっかくできたシャーマン法だったのですけれども、その後、1890年代は、政府はその運用に消極的でした。第一、シャーマン法は文言が曖昧です。これが何に使われたかと言えば、結局は労働運動対策に使われただけだと言われるほどでした。労働組合は違法な州際取引にあたるというのです。1890年代は、連邦最高裁も企業家の利益を重視していました。とりわけ、砂糖トラストに関わる 1895 年の連邦最高裁判決、

ECナイト事件と言われるのですけれども、これは何と、95%のシェアを持つ会社に、シャーマン法を適用しませんでした。砂糖精製業は製造業であって、州際通商ではないというのです。そのため、シャーマン法があっても、全く役に立たないのではないかということになりかねなかったのです。

反トラスト法の無力時代

1890年代は、政府は、シャーマン法の運用に消極的。
シャーマン法の文言は曖昧。
⇒ 労働運動対策に使われるのみ。
(労働組合は違法な州際取引にあたる。)

1890年代は、連邦最高裁も、企業家の利益を重視。
1895年判決(砂糖トラスト事件・ECナイト事件)
砂糖精製業は製造業であって州際通商ではない。
⇒ 95%のシェアを持つ会社に、
シャーマン法を適用しなかった。

35

三十三 州間の会社法規制緩和競争の激化

しかも、それに加えて、州間競争によって、会社法の規制緩和がさらに進みました。

実はシャーマン法が制定される直前の1889年に、ニュー・ジャージ州は、州会社法を改正して、会社は他の会社の株を保有できるようにしてしまいました。これによって、持株会社を設けることが正面から可能になりました。そうすると、大企業はこぞってニュー・ジャージに会社を移してしまいます。そのため、ニュー・ジャージ

は州の財政が大変豊かになりました。改正直後には、州民から何の税金を取らなくても、会社から上がってくる設立関連の税金だけで州財政を賄えるほどになってしまったというくらいに、大成功を収めました。となると、他の州も黙ってはいません。どこもかしこもそれをまねし始めましたので、あっという間に、トラストを使うまでもなく、持株会社が

州間の会社法規制緩和競争の激化

1890年シャーマン法が制定される直前の1889年に、
ニュー・ジャージ州は、会社による他社株式の所有を、
州会社法で許容。持株会社が可能になる。
大成功を収める。
⇒ 州会社法による会社誘致競争が激化。

20世紀初頭以降、合併を認める州会社法も増える。
(株式買取請求権を条件にすることで、全株主の合意を不要とする。)
合併等規制の緩和に向けても、州会社法は競争へ。

36

簡単にできるようになってしまいました。

それからまた、20 世紀の初頭になりますと、合併を認める州会社法も現れました。これもあつという間にほとんどの州に広まりました。

ただ、合併を初めて認めるときには、その規制内容はかなり慎重なものでした。英米法では、株主たちは全員で契約することによって会社を設立しており、合併はその契約を大幅に変更するものであるから、全員一致で決定するべきだと考えられていました。イギリスはこのような考え方を、その後もずっと保ってきています。そこが、合併を初めから容易に認めた日本、イタリア、ドイツなどと、大いに異なっている点なのです。このようにアメリカにおいても、株主全員の一致が必要だという考えがまずあったために、それを超えるべく登場したのが、株式買取請求権でした。アメリカでは、反対する者には離脱の権利を与えるから、多数決で合併を認めようということになっていったのです。

州間競争は、その後も合併規制の内容を緩和していきました。とりわけ、合併対価の柔軟化が重要です。この対価の柔軟化も、このような州間競争の中で、次第に広まっていったのでした。

三十四 トラスト・バスターの登場

このようにアメリカに巨大企業が続々と現れ、独占の弊害が見過ごせなくなった時代に登場したのが、トラスト・バスターです。

1901 年から 1909 年まで大統領を務めたセオドル・ルーズベルトは、自らをトラスト・バスターと名乗って、トラスト征伐に大変尽力いたしました。シャーマン法の強化こそ議会の反対でかなわなかったのですけれども、その運用を強化しました。また、会社局を設け、精緻な調査などもさせました。司法省も数多くの事件を訴追するようになります。そして、とうとう 1904 年には、連邦最高裁も、鉄道持株会社事件で、シャーマン法違反として J P モルガンの会社の解散を命じました。続くタフト大統領も、トラスト征伐を続けました。また、1911 年には、連邦最高裁がスタンダード・オイル社に分割命令を出すということになり、その際には、会社局の調査資料が生かされました。

この時期には、会社局から連邦取引委員会に切り替える案なども議論され始めています。

トラスト・バスターの登場

セオドル・ルーズベルト大統領(1901～1909年)

トラスト征伐 (Trust busting)に尽力。

シャーマン法の強化は議会の反対でかなわなかったが、同法の運用を強化。1903年には会社局(商務労働省と共に)を設ける。司法省も、数多くの事件を訴追。

1904年 連邦最高裁は、ノーザン・セキュリティ会社(鉄道持株会社)事件で、シャーマン法違反とし、J P モルガンの会社の解散を命じた(5対4)。

続くタフト大統領(1909～1913年)も、トラスト征伐を続ける。

1911年 連邦最高裁は、スタンダード・オイル社に分割命令。(会社局の調査資料が生かされた。)

会社局から連邦取引委員会に切り替える案が議論され始める。

三十五 クレイトン法・連邦取引委員会法

このような議論を踏まえつつ、連邦取引委員会を実際に設けたのは、ウィルソン大統領です。ウィルソン大統領は1914年にクレイトン法と連邦取引委員会法を提案し、これが議会を通ります。そしてこれによって、アメリカは、司法省とFTCで競争法を執行するという体制ができ上がりました。

クレイトン法・連邦取引委員会法

ウィルソン大統領(1913～1921年)は
クレイトン法と連邦取引委員会法を提案。1914年成立。
クレイトン法—排他条件付取引・抱合わせ契約の規制、
企業結合規制等。(1936年改正により価格差別禁止を追加、
1976年改正により合併の事前届出制を追加)
私人による民事訴訟(3倍賠償請求)も認める。
FTC法—執行機関として「連邦取引委員会」を設置。
独占未然防止のため不正な取引方法を規制。
司法省とFTCで執行にあたる体制ができあがる。

38

三十六 アメリカが大恐慌時に学んだこと

話を少し急ぎますが、アメリカはその後大恐慌に陥る中で、いろいろ揺れ動きます。フランクリン・ルーズベルトは大統領に就任すると、何でもやってみるという精神でいろいろなことに取り組みました。その一つが、NIRAといわれる全国産業復興法です。これは2年間の時限立法でしたが、産業毎に公正取引綱領を策定し、大統領の承認を受けると、連邦反トラスト法の適用が免除されるというものでした。不況カルテルを国家的に容認したようなものであったのです。

アメリカが大恐慌時に学んだこと

大不況時の1933年、フランクリン・ルーズベルトが大統領就任。
何でもやってみる精神で苦境克服に取り組む。
1933年6月、NIRA(全国産業復興法)が成立(2年間の時限立法)
産業毎に公正取引綱領を策定、大統領の承認を受ける。
⇒ 連邦反トラスト法の適用免除。
(不況カルテルの国家的容認)
結果的にはうまくいかなかった。独占の弊害が増大。
連邦最高裁は1935年に違憲判決。(Schechter Poultry Corp. v. US)
∴ 議会は大統領に法律制定権限を委任できないetc。
1938年4月29日「反トラスト法強化のメッセージ」を、
ルーズベルトは発表。反トラスト政策は再び強化される。

39

不況になるとカルテルをというのは、どこでも見られるお定まりのコースです。アメリカでさえそうだったのですが、結果的にはうまくいきませんでした。独占の弊害の方が顕著になってきたと言われます。それにも増して、アメリカでは、連邦最高裁がこれに違憲判決を出しました。2年間の時限立法だというのに、訴訟が行われて、違憲判決が出たのです。この当時は、ブランドイスとかカードーズとか、有名な判事がいたわけですから、全員が違憲だと言うのです。そこで、ルーズベルトも方針を転換しました。1938年4月29日に「反トラスト法強化のメッセージ」をルーズベルトが発表し、反トラスト政策は再び強化されることになりました。

三十七 アメリカが選択した経済体制

このような経緯を経て、アメリカが選択した経済体制は、次のようなものでした。

会社が巨大化した時代に、独占の弊害を除去するために連邦政府が一役を担うという体制へ進みました。政府自らが経済に直接介入していく「計画経済」体制とは、一線を画したのです。セオドール・ルーズベルトは、トラスト征伐をしない限り、他の選択は、暴力革命による社会主義へのコースし

かないと認識しており、そこに彼の危機意識がありました。19世紀の後半から20世紀にかけての時代には、労働者の不満も高まってきていました。そのような状況を克服する処方箋を、カール・マルクスが「資本論」などで書きますと、それが良いのではないかと考える人たちも増えてくる中で、セオドール・ルーズベルトは、いや、そうではない、トラスト征伐こそが重要なのだと考えたのです。そしてアメリカは、競争法の執行機関として、司法省を位置づけ、その後にはFTCをも常設して、公益の観点から反トラスト法の執行に専念させるという体制を、1914年後には築き上げていきます。その後アメリカは大恐慌に陥り、フランクリン・ルーズベルトの時代に「統制経済」体制に傾斜しかかったのですが、しかしすぐに軌道を修正しました。

アメリカが選択した経済体制

会社が巨大化する時代に、独占の弊害の除去に連邦政府が一役を担うという体制へ進んだ。

政府自らが経済に直接介入する「計画経済体制」とは一線を画した。(セオドール・ルーズベルトは、トラスト征伐をしなければ

他の選択は暴力革命と社会主義のコースであると認識。)

競争法の執行機関(司法省・FTC)を常設し、公益の観点から反トラスト法の執行に専念させることとした。

大恐慌時に「統制経済」に傾斜しかかったが、すぐに軌道を修正した。

40

三十八 アメリカが大恐慌時に学んださらなる成果

アメリカが大恐慌時に学んださらなる成果についても、ここで少し触れておきましょう。

第1は、連邦証券規制が登場したことについてです。州会社法が規制緩和のみで、あまりにも不備だったものですから、アメリカでは連邦証券規制が早くから発達したという関係にあります。連邦証券規制の基本精神は開示主義です。イギリス会社法がグラッドストーンのリーダーシップの下に歩んだ道を、遅まきな

アメリカが大恐慌時に学んださらなる成果

連邦証券規制の登場----州会社法の不備を補う。

開示主義を基調(グラッドストーンに学ぶ。)

1933年証券法----執行機関はFTC。

1934年証券および取引所法

----SECを創設。FTCとは双子的。

初代委員長は投機家のジョセフ・P・ケネディ。

NIRAの生き残りは2つ。

①ワグナー法 1935年成立 NIRAの労働者の権利の部分を立法化した。最低賃金・最高労働時間・団体交渉権・不当労働行為の禁止等を規定。

②マロニー法 1938年の証券および取引所法改正
証券業者の自主規制団体の登録---証券業協会(NASD)の設立

41

からアメリカは、この時代にこのような形で歩み出したといえるでしょう。

1933年に証券法、1934年には証券および取引所法が成立します。1933年が制定された段階では、執行機関はFTCそのものでした。SECは1934年法によって創設されたのです。このようにSECは、FTCから分かれ出るようにして作られたものですから、両委員会は基本的な構造が同じであり、いわば双子的な存在です。なお、SECの初代委員長は投機家のジョセフ・P・ケネディでした。ケネディ大統領のお父さんです。なぜ投機家を委員長にするのだという批判がありましたが、フランクリン・ルーズベルトは、投機家だからこそ手口をよく知っているのが都合だと主張しました。

第2は、先ほど失敗したと言ったNIRAについてです。この生き残りが二つあるのです。NIRAは違憲とされましたけれども、ルーズベルトは、そのうちの労働者の権利の部分だけは生かし続けることにしました。これがワグナー法で、今の日本の労働法にも大きな影響を及ぼしています。もう一つは証券および取引所法の1938年改正でして、マロニー法と言われます。これは、証券業者についてはギルドを認める、むしろギルドによる自主規制を行うようにと定めたものです。これが全米証券業者協会、NASDの設立や、その後のNASDAQの発展などにつながっていきました。

三十九 19世紀～20世紀の世界における経済体制の選択

19世紀から20世紀の世界を、経済体制の選択という観点から振り返ってみましょう。

近代社会の経済体制の根底にあるのは私的自治、市場経済です。そして近代社会の政治体制は議会制民主主義であって、権力独占を否定し、チェック&バランスを重視します。

ところで、会社組織を見ると、会社の内部は、実は中央集権、計画経済の世界です。市場より効率的な限りにおいて、企業は拡大し、巨大化していく素質があります。企業がそうして市場を飲み尽くすに至るまで巨大化の道を突き進むに任せますと、国家独占資本主義に行き着いてしまいます。

一方、19世紀後半は労働者と使用者の闘争が激化するようになった時代でした。この時代に、ヨーロッパでは共産主義、社会主義、計画経済の理想が語られるようになりました。この道を突き進みますと、国家独占社会主義に行き着いてしまいます。

それから、ドイツ、日本などでは、当初から統制経済体質が根強かったうえに、戦争遂行のためにそれが一層強化されました。

19世紀～20世紀の世界における 経済体制の選択

近代社会の経済体制の根底：私的自治＝市場経済

近代社会の政治体制＝議会制民主主義：

権力独占を否定。チェック&バランス。

会社内部は中央集権・計画経済の世界。市場より効率的な限りで企業は拡大。巨大化すれば市場を飲み尽くす。

⇒ 国家独占資本主義？

19世紀後半は労働者と使用者の闘争も激化。ヨーロッパ大陸では、共産主義・社会主義、計画経済の理想が語られるようになった時代。 ⇒ 国家独占社会主義？

ドイツ・日本などは、統制経済へ向かう。

そのいづれでもない、経済独占を否定することで、

市場経済を活かす道を、アメリカの政治体制は切り開いた。

42

しかし 19 世紀から 20 世紀のアメリカでは、そのいずれでもない、経済独占を否定することで市場経済を生かすという道を、議会制民主主義による政治体制が切り開いていきました。

四十 20 世紀～21 世紀の世界における経済体制の選択

第二次世界大戦後、日本、西ドイツなどが競争法を導入して、統制経済体質からの転換を図りました。EC も共同市場を作ろうとすれば、競争法の整備が重要だということになるものですから、1957 年にローマ条約を設けた当初から、競争法の規定を設けました。90 年代以降はとりわけ、EC、EU の競争法の執行が強化され、今では世界の競争法をリードする勢いとなっています。

この講演の最初の方のグラフですで見たとおり、1990 年代以降は大変多くの国々が競争法を設けるようになりました。旧社会主義国も体制転換を図り、市場経済を重視して、会社法・証券市場・競争法を整備するようになりました。市場経済体制が最も適切であるということについて、どの国も確信するようになったといえるでしょう。

四十一 独占禁止法（競争法）の役割

市場経済体制は、競争法が監視しているからこそ、独占資本主義体系に移行しません。公正で自由な競争を促進するということの重要性は、独禁法 1 条にも書いてあるとおりです。競争法はまさしく経済体制の選択にかかわる法律です。独占禁止法は経済憲法と言われていますが、その表現はまさにふさわしいと思われます。したがって、競争法の整備、厳格な執行に努めなければならないと私自身も強く信じており、委員として一生懸命職務に携わっていく所存です。

20世紀～21世紀の世界における 経済体制の選択

第2次大戦後、日本（1947年）、西ドイツ（1957年）等が、競争法を導入し、統制経済体質からの転換をはかる。
ECは、ローマ条約（1957年）の当初から、競争法を重視し、規定を設ける。
EC（⇒EU）は1990年代以降、競争法の執行を強化。
世界の競争法をリードする勢い。
—1990年代以降は、旧社会主義国も体制転換。
市場経済を重視。会社法・証券市場・競争法を整備。
市場経済体制が最も適切であることについて、どの国も確信するようになった。

43

独占禁止法（競争法）の役割

市場経済体制は競争法による監視があるからこそ、独占資本主義体制へ移行しない。

公正で自由な競争を促進することの重要性。

事業者の創意の発揮。事業活動の活性化。雇用・国民実所得の水準の向上。一般消費者の利益確保。国民経済の民主的で健全な発達を促進（独禁法1条）。

競争法は、経済体制の選択に関わる法律。経済憲法。
∴ 競争法の整備・厳格な執行に努めるべき。

44

本日は長い話になってしまいましたのに、最後まで御清聴いただきまして、ありがとうございました。

(小田切) 浜田委員，どうもありがとうございました。それでは 10 分ほど時間がございしますので，フロアからご質問があれば受け付けたいと思いますが。

(質問者 1) 今日は会社法と独禁法についての詳細な歴史的な変遷のお話を伺ったわけですが，私が質問させていただきたいのは，法人格ということを一度言及されましたが，会社法では，法人格否認というのは非常に限られた内容の場合だけしか認められないのに対して，独禁法では，例えば，欧州裁判所におきましては，国内の親会社が国外の子会社に価格の指示などをして，カルテルを他の会社と結ばせるといふ，そのような国際関係事件におきましては，国内の親会社と国外の子会社の法人格は，本来は別でございしますが，それは経済的には一体として見なすという，経済グループ理論とか，申しますが，そのようなことが，判例上語り継がれているわけですが，会社法の研究者としての先生が，この法人格否認につきまして，会社法と独禁法との交錯をどのように御覧になっているのでしょうか。審判になっている事件もありますので，委員としての特定の事件への言及ではなくて，一般論ないし理論的なお話を伺えれば幸いです。

(浜田) ご質問をありがとうございます。実は，公開セミナーのお話をいただいたときには，今日の講演の最後は，日本の現在の問題についての話で締めくくるようにしようと思っておりました。現在の日本における最大の問題は企業グループの問題だと思っておりますので，そこまで行けるように話を組み立てようと考えておりましたところ，1 時間半のお話の中では時間切れになってしまってとても無理だと思い直し，最初に考えたテーマの後半部分をあきらめた次第です。企業グループの問題は，現場においても度々大きな問題になっており，実は，今日の午前中も，職員の方と具体的な問題に関連して，議論していたところでした。

日本人にとっては，法制度というものは，先進国にモデルがすでにあって，それを学んで法典の形にしてきちんと受け入れるというものでした。根が真面目なものですから，明治以降に西欧から受け入れた法律，議会で制定した法典を，日本人は生真面目に適用しようとしてきました。したがって，新しい現象がどんどん生じているときにそれに立ち向かっていく力は，どうしても弱くなってしまいます。法が目指しているのは公正なこと，フェアなことであり，一方，法律の文言は特定の歴史的状況の中で選り取られただけの限界のあるものでしかないのだから，現実には即して公正な結論を確保するためには，法律の解釈の面でもギリギリ可能な限り詰めていく。こういう力が弱いということを，会社法の研究に携わっているときに，いつも感じておりました。

しかし西欧の先進国においては、法制度は、いろいろな利害がぶつかり合う中で、荒々しい政治闘争と激しい市場競争の中で築き上げられてきたものなのです。また、常に社会は変わっていますから、それに合わせて常に私たちが変えていかなくてはならないものなのです。それなのに、条文の文言にこう書いてあるからこれ以上の解釈は無理だとか、法人格の枠組があるから、もう手も足も出ないと考える、このような体質が日本の法律家にはしみ込んでいます。会社法の研究をしていたときもそう思いましたけれども、公正取引委員会の委員になりましてからも、そういう点ではもどかしい思いをするような事件ばかりというのが実情です。

したがって、この点は何とか変えていかなくてはいけないと、私は思っています。もちろん、立法も変えていく必要がありますけれども、立法を変える力も、解釈でギリギリ行けるところまで行こうとする力と同じ方向を向いていてこそ、力強くなるのではないかと思います。解釈では無理だから立法で変えよう、ではうまくいかないのではないかと思います。そのあたりの問題を考えると、今日のお話の中でも見てきましたように、法制度というものがいかに利害のぶつかり合いの中から闘争や競争によって生み出されてきたのかということにつき、認識を新たにすることによって、そもそもの発想法から変えていくことが今必要になっているのではないかと、つくづく思っております。

(小田切) ありがとうございます。もう一つぐらい、何かありますでしょうか。

(質問者 2) 会社で法務を 25 年間やっている者です。今日、私は、慶応大学でフランス商法典の権威と、ドイツの独禁法の権威の方、今年亡くなられましたけれども、その方に 25 年間お世話になりまして、先生のようなお話を伺いまして、今度から、先生にぜひ何かのご助言をいただきたいなというように思っております。

入社した時に、オランダ東インドの会社というのはユニリーバの原点であって、プロクターが石けんメーカーからブランド認定のような形で戦ったという現状把握のところが間違っていないかということが一つと、もう一つ、イギリスのところで、国際会計基準に各企業が対応に迫られていると思うのですけれども、それが与える日本の会社法、競争法への影響というのを簡単に御説明いただければありがたいと思います。

(浜田)

ユニリーバとオランダ東インド会社との関係については、私はこれまで存じませんでしたので、今教えていただいたことをうれしく思っております。それから、国際会計基準についてですが、会社法であれ、コンメンダであれ、要するに利益を皆で分配することを約束した関係にあっては、業務を遂行した者が記録を残し、それを一区切り毎に集計して報告するという簿記とか会計とかが、とても重要になります。このような記録をし報告をする精神は、英米において脈々と受け継がれてきているものであって、彼らは会計について

大きな強みを有してきています。それに比べると、日本はやはり後手後手に回ってしまっているように思われます。そしてまた、会計基準ですが、これについても、出来上がったものを守るというだけではなくて、変化する状況に相応しい合理的なものさを常に自分たちで作っていかなくてはいけないという姿勢が求められる時代環境なのではないかと思えます。会社制度にとって、会計は本質的に切り離せないものであるからです。

(小田切) それでは浜田委員、今日はどうもありがとうございました。会社法と独占禁止法の交錯ということにつきまして、私自身も、大変深く学ばせていただきましたし、競争政策の執行ということも、それぞれの会社の制度、会社の在り方というのに非常に深く関わっておりますので、このような形での幅広い認識を教えてくださいました。

さて、競争政策研究センターでは、来年2月19日に国際シンポジウムを予定しております。「東アジア諸国の経済発展における競争政策の役割」というテーマでございまして、大手町のKKRホテル東京において開催をいたします。当日はアジアから4名の講演者をお招きし、更にコメンテーターには早稲田大学の浦田秀次郎先生をお招きいたしまして、各国の競争政策の役割等について講演をいただき、経済発展過程における諸国において特有と見られるような諸問題、競争政策にかかわる諸問題について、パネルディスカッションにおいて意見交換を行いたいと思っております。2月19日の1月ぐらい前から、競争政策研究センターホームページその他の形でアナウンス等を開始したいと思っておりますので、そのころに情報を見ていただいた上で、ぜひ御参加をいただければありがたいと思っております。本日はどうも、長いことありがとうございました。今後とも、競争政策研究センターにご支援をいただければありがたく思います。どうもありがとうございました。

(録音終了)